

平成12年3月7日(火曜日)第1回定例会

出席議員(24名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	松田孝	議員
3番	猪倉謙太郎	議員	4番	石川忠義	議員
5番	荒木春吉	議員	6番	安孫子市美夫	議員
7番	柏倉信一	議員	8番	鈴木賢也	議員
9番	伊藤忠男	議員	10番	高橋秀治	議員
11番	高橋勝文	議員	12番	渡辺成也	議員
13番	新宮征一	議員	14番	佐藤穎男	議員
15番	伊藤諭	議員	16番	佐藤暘子	議員
17番	川越孝男	議員	18番	内藤明	議員
19番	松田伸一	議員	20番	井上勝	議員
21番	那須稔	議員	22番	遠藤聖作	議員
23番	伊藤昭二郎	議員	24番	佐藤清	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	松村眞一郎	助役
安孫子恒夫	収入役	大泉慎一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
鈴木ツヤ子	市民課長	石山修	生活環境課長
安達勝雄	土木課長	片桐久志	都市計画課長
安彦守	下水道課長	佐藤毅	農林課長
那須義行	商工観光課長	鹿間康	地域振興課長
芳賀友幸	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	佐藤政悦	病院長
真木憲一	病院事務長	保科弘治	教育長
石川忠則	管理課長	草苅和男	学校教育課長
斎藤健一	社会教育課長	井上芳光	社会体育課長
斎藤忠一	選挙管理委員会 事務局 局長	渋谷勝吉	監査委員
松田英彰	監査委員 事務局 局長	石山忠	農業委員会 事務局 局長
事務局職員出席者		桜井幸夫	局長補佐
安孫子勝一	事務局 局長	柴崎良子	調査主査
丹野敏幸	庶務 主査		

平成12年3月第1回定例会

議事日程第3号

平成12年3月7日(火)

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

第1回定例会

午前9時30分開議

平成12年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再 開

午前9時30分

佐竹敬一議長 おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

佐竹敬一議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

## 一般質問通告書

平成12年3月7日(火)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
8	市立病院の充実について	西村山地域の中核病院としての整備拡充計画について 患者の待ち時間短縮と医療の充実について 医療情報カルテや薬情報の患者への提供(開示)について	14番 佐藤 穎 男	市 長
9	年金制度について	公務員、私学、農林、国民、各種の公的年金制度の一元化について		市 長
10	市立図書館の21世紀型充実について	本、ビデオ、CD、LDの連携について マンガ本を備えてもいいのではないか 開館時間の延長について 図書館協議会委員の人事について	5番 荒木 春 吉	教育委員長
11	学校教育について	21世紀を支える子供のより良い教育について		教育委員長
12	政治姿勢について	入札制度の抜本的見直しで事業費の削減を図ることについて	22番 遠藤 聖 作	市 長
13	チェリークア・パーク事業について	事業全体の進行状況について 中核施設の見通しについて 緑化フェアについて		市 長
14	市政全般について	政治姿勢について	17番 川越 孝 男	市 長

## 佐藤穎男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番、9番について、14番佐藤穎男議員。

〔14番 佐藤穎男議員 登壇〕

佐藤穎男議員 おはようございます。

私は、緑政会を代表して、通告していることについて、市民から寄せられました御意見や私の考えを申し述べまして質問いたしますので、市長の御答弁を求めるものであります。

佐藤市政は、市民参加による市民とともに歩むことを市政運営の基本として、市民より信頼される市政の実現に努め、市民がかけがえのない郷土に誇りと愛着を持てるまちづくりを推進してまいりました。そして、時代の流れを先取りした施策に積極的に事業の展開を図ってきましたことは、衆目の認めるところであります。

今や行政のあり方は、地域経営と位置づけられ、市政のあり方によってその地域の経済に大きくかかわってきておると思います。お客様であるところの市民に対していかにヒットな商品を開発して、市民にサービスを提供することができるか、競争の時代、それが「地方の時代」と言われているゆえんではないかと思うのであります。

本市の場合、第一に挙げられるのが、工業団地の造成とトップ企業の誘致であると思うのであります。その手法は、まさにヒット商品の価値に値するものであり、市民が高い賃金と働く場所の確保が図られて、住宅団地の建設が進み、人口の増加に結びついているわけであります。

次に挙げられるのが、本市の特産であるさくらんぼ日本一のまちづくりと一体化した、チェリーランドの建設によるところの全国への情報発信であると思います。今や市内各地にチェリーランドのサブ的な施設として、さくらんぼ観光園と直売センターが開設され、全国の寒河江さくらんぼ愛好者に結ばれております。寒河江市を全国に紹介し、イメージアップが図られ、その波及効果ははかり知れない市民の財産となっております。

次にヒットな商品としてみこしが挙げられると思います。地域や町の活力は、若者が持っている情熱とエネルギーをまちづくりに生かすことによって意義があります。東北一と言われる寒河江のみこしをもっと発展させたいものであります。中心部だけでなく、各地区に拠点を持ったみこしを持つようになったならば、さらにすばらしいものであると思いますし、今後の課題としていただきたいと思う次第であります。

以上のことが寒河江市のヒット商品であり、ビッグな商品として本市のイメージアップと産業の振興発展に結びついて、ひいては市政の財源確保にも大きく寄与しているものであると思います。職員の皆さんに対して深く敬意を表したいと思います。

さて、市民の健康な生活に直接かかわる市立病院の整備拡充について質問いたしたいと思いますが、本日、大変お忙しい中にもかかわらず御出席をいただきました病院長に感謝を申し上げたいと存じます。

市民は、だれでもが生涯にわたって健康で豊かに生きたいと願っており、したがって、行政の役割は、保健予防の充実と健康づくりの推進が欠かせない重要な課題となってまいりました。

一方、保健医療を取り巻く環境は、高齢化に伴う医療費の増大、疾病構造の変化、医療技術の進歩、市民の健康に対する意識の高まりなど大きく変化をしております。

このような状況で、地域医療の中核施設としての市立病院は、今後ますます高度化していく医療に対しての公的医療機関として、その役割を果たすためにさらに質の高い医療サービスと医療水準の向上に努めなければならないと思うのであります。

「第4次振興計画」の中に、市立病院の整備拡充について次のように述べられております。「疾病構造の

変化や多様化する市民の医療に対する要望にこたえるため、新たな整備計画を策定し、診療科目の新設や診療体制の充実、及び病床数の拡大など施設の整備拡充を図る。また、地域の中核医療機関として、医療水準の確保には先端的、かつ高度な医療技術を導入し、経営基盤の確立が不可欠であり、山大医学部及び民間医療機関との連携により一層強化するとともに、業務の効率化をさらに推進します」と述べており、結びに、診療科目の新設（脳外科、人工透析部門）、病床数の拡大、診療システムの拡充、リハビリテーションの充実強化、総合医療システムの確立を挙げております。

市立病院では、今日まで西村山地域の中核的医療施設として、特にリハビリテーションについては、県下一番の施設の整備や高度医療機器の導入を行い、機能の充実と質の高い医療の提供に努めてきましたことは、高く評価をされております。医療を取り巻く環境は厳しい状況にあります。財政基盤の健全化に努めながら、本年度は医療水準の向上を図るため、市内で初めて市民が待望していたMRIを新たに導入し、安全でより高度な医療の供給に努め、院内環境の整備や患者サービスの向上を通じ、多様化する医療ニーズに的確に対応することが可能となりまして、市民から大変喜ばれておるところであります。

また、市立病院の先生方を初め、看護婦さんの指導が行き届いて、患者に対しての対応が大変評判がよく、親切な心配りに市民は感謝をいたしております。

今後の病院の整備拡充について、市長の御所見をお伺いいたしたいと思います。

次に、待ち時間の短縮と医療の充実について申し上げます。

市立病院の外来患者数は、1日平均で430人ほどと聞いており、多いときには500人をも超えると聞いております。大変繁盛していることは結構なことではありますが、廊下にまで患者がいっぱいで、廊下を通るにも気の毒なような状況であります。

したがって、待ち時間対策が市立病院利用者にとって最も改善を求めていることでもあります。「病院の待ち時間が3時間で3分間の診療」などというふうにも言われておるわけでもあります。インフォームド・コンセント、お医者さんと患者と病気の内容について話し合い、十分な説明がなされることが重要であると言われるが、大変よくはなっておりますけれども、まだまだ不十分であり、改善の必要があると感じております。

また一方、投薬についての簡単な説明書などがついておるようになりまして、患者から喜ばれておるところであります。

近年、病院の待ち時間の短縮のために「オーダーリングシステム」などというものを導入している病院があると聞いておりますけれども、その内容についてお尋ねをいたします。

そして、市立病院での今後の改善方策についてどのように考えていられるかを伺いたいと思います。

次に、脳外科や人工透析部門の導入については、今後どのように考えていらっしゃるか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、医療にかかわる情報の開示についてお伺いをいたします。

近年、規制緩和や情報公開が叫ばれ、進んでいる状況の中にあって、一番おくれているのが医療に関する情報であると言われております。医者との信頼をよくしていくことで医療効果を上げるために、医療にかかわるさまざまな情報を患者や親族に十分な説明がされていくことが大事なことでと言われております。

昨年の7月より国民健康保険にかかわる診療報酬明細書や調剤報酬明細書、施設療養費明細書、老人訪問看護療養費明細書のレセプトが開示されるようになりました。大きな公開の前進であると思います。

また、薬に関する情報公開が必要になってくるのではないかと思います。医師の判断によって薬をもらうわけではありますが、薬を買うということは経済行為であると考えます。薬についての情報が必要になってまいるわけではありますが、薬の値段や製造元が患者には全くわからない現状にあります。これを改める必要が



求められているのではないかと思います。

カルテの開示や医療情報の公開を患者に対して積極的に提供していくことが、医者と患者の信頼関係が高まり、医療効果を上げることになると考えるのであります。

また、薬を多く出すことで病院がもうかるように市民から見られているのではないか。そういう意味からも、薬についての説明をしっかりと行うことが大事なことであると思うのであります。

以上のことについての御見解をお伺いいたしたいと思います。

次に、年金制度の一元化についてお伺いをいたします。

これまで親子の関係は、老いた親を子供が直接面倒を見て扶養するのが普通の家庭、親子であったものを公的年金制度では世代間において最も合理的な形で扶養し、老いに伴う能力の低下をカバーし、安心して消費ができ、さまざまな制度のサービスが受けられるようにしたものであると思います。したがって、年金制は長期保険であり、30年、40年先の年をとって働けなくなつてからの所得の保障に備えるものであります。

しかし、現在の制度内容を見ますと、ばらばらであります。国家公務員による共済組合、地方公務員の共済組合や私学共済、さらに農林共済や農業年金、国民年金などと別々になっております。したがって、年金の給付にも大きな差があります。月額4万円から二十数万円までと大きな開きになっておるわけであり、公的な年金制度である以上、ばらばらではよくないのではないかと考えるのであります。制度を改める必要があると考えるのでありますが、特に少子・高齢化社会が急激に進行する中で、それぞれの世代間の連帯によって成り立っておる公的年金制度であります。現状のようにばらばらな制度では、市民からの共感を得ることはできなくなってくるのではないかと考えるのであります。年金制度の一元化を進めるべきであると考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

以上で第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 市立病院の充実について答弁申し上げます。

今日の医療環境は、急速に進展する高齢化社会や疾病構造の変化、日々進歩する医療技術などにより大きく変化しつつありますが、医療は私たちの健康を支える不可欠な分野といたしまして、市民生活での重要性がますます高まっていると認識しておりまして、御指摘のとおりかと思えます。

寒河江市立病院は、本市及び西村山地域の中核的な公的医療機関にふさわしい医療供給体制というものを目指し、これまで施設整備やサービス拡充などを計画的に進め、現在の規模と医療スタッフを擁するに至りました。この間、特色ある専門分野の整備やリハビリテーション部門の充実を図るとともに、市民を対象とした健康講座や介護教室、糖尿病教室などを開催するなど、地域の医療ニーズにも的確に対応しながら、医療提供基盤の充実を推進してきたところでございます。

また、入院部門の充実という観点に立ち、平成7年12月からは、新看護体制による看護体制を採用しております。現在では、入院患者 2.5人に1人の看護婦と、10人に1人の看護補助者を配置する体制までに強化してまいりました。

さらに、給食に関しましても、平成7年11月からの特別管理という基準の採用によりまして、夕食時間を午後6時以降に繰り下げるとともに、温冷配膳車の導入によりまして、適切な温度管理での食事提供を実現してきたところでございます。

このような医療サービスの充実を進めると同時に、高度医療を担う中核的医療機関としまして診断、治療水準の向上が不可欠との認識で、高度医療機器の整備にも力を注いでおるところでございまして、一昨年に降に整備した医療機器は、骨密度測定装置、トレッドミル負荷心電図測定装置、MRI、ヘリカルCT、心臓超音波診断装置を初めとして多くの機種に上りまして、病院での検査機能の大幅な向上を図ったところでもあります。これらの機器は、いずれも日常の診療に多大な成果をもたらすだけでなく、山形市など遠隔地への検査受診を不要とするなど、患者さんの利便にも大きく寄与しているわけでございます。

MRIは、昨年9月から使用を開始しましたが、現在までフル稼働状態が続いており、毎日8名ほどの患者さんの検査診断に使用している状況でございます。

なお、本年、12年3月からは、検査スケジュールの一部に地域内の医療機関の紹介枠を設けまして、地域医療分野における活用にも道を広げたところでございます。

また、1月からは、新たにヘリカルCTが稼働しまして、鮮明な画像による診断が可能になると同時に、撮影に要する時間も従来からの3分の1程度に短縮されたことで、診療の効率化と患者さんの負担軽減という面でも有効に作用しているものでございます。

平成12年度は、乳がんの早期発見を目的とした乳房エックス線撮影装置や、その他医療機器の導入を計画しているところでございまして、高度医療機器については、今後も継続的に整備を続けまして一層の充実を図りたいと考えております。

以上のように、医療機器等を初め諸整備を進めてまいりましたが、市立病院の旧館部分は建築後27年を過ぎ、老朽化など施設構造上の限界から、今後の整備については、増改築等の課題も残されております。

建物の整備についてでございますが、一部外来棟やカルテ庫の増築などを行ったわけでございますが、将来に向けた全体的な整備につきましては、平成13年度予定の病院整備に関する基本構想を策定する中で方向づけを行いたいと考えております。

現在、医療保険制度は、国民医療費の増大等を背景に多方面からの改正などが検討されており、医療の枠組みも大きく変化しようとしております。そんなことから、今後の市立病院整備におきましては、このような医療界の動向等も踏まえながら、西村山及び周辺地域の医療需要というものを的確に見通し、施設規模、

診療体制等に関する将来の方向づけというものを行うことが重要かと考えております。

また、市立病院は公営企業でございます。独立採算を基本としておりますが、その中に公的医療機関として担うべき高度医療、あるいは救急医療などの不採算部門などをどの程度含むべきかなど、検討すべき内容は多岐にわたるものと思っております。整備計画策定に当たりましては、このようなことを十分に配慮し、将来に向けてさらに充実した医療施設としての整備を推進し、いつでも、だれでもが安心して受診できる病院づくりに努めていく所存でございます。

それから、待ち時間のお話ございました。

市立病院でのここ数年来の患者推移では、多くの病院に見られる在院日数の短縮化に伴う入院患者数の伸び悩みはあるものの、外来での患者数は着実な増加が続いております。この患者数増加は、市立病院への地域の信頼が高まった結果と考えることができ、経営面にも好ましい成果をもたらしておりますが、反面、待ち時間の増大というマイナス面としてもあらわれており、その対策が昨今の課題となっております。

待ち時間短縮策としましては、これまでも処方せんの自動受付機や全自動錠剤分包機の導入を行いまして、あわせて処方せん複写化による会計と調剤の並行処理などによって、会計待ち・薬待ち時間はある程度短縮を図ってまいりました。

しかながら、患者さんが年々増加する中で、診察までの待ち時間短縮には多くの困難が伴っており、決定的な改善策がなかなか見出せないことも事実でございます。病院では、これらについても、担当で構成する患者サービス委員会や、医師と看護婦などの協議の場を設け、継続的に検討を重ね、幾つかの対応策を試みながら待ち時間短縮を探ってまいりました。これまでのところ、傷の手当てを主とする患者さんを早朝まとめて診察する方法、それから、再来予約診療制、そして、診察前の待ち時間内にレントゲンを撮る方法などを取り入れまして、一定の効果を上げておるところでございます。

市立病院での予約診療制は平成7年度から部分的に取り入れまして、現在ではほとんどの診療科で行っており、再来の方は希望すればどなたでも予約が可能となっております。今では、予約患者数は外来全患者数の約8割を占めており、特別な場合を除き、内科等においてはほぼ予約時間どおりに診療が進み、期待した成果を上げております。

しかし、患者数が多く、かつ、しばしば救急患者が入る整形外科については、予約時間を超過する場合も数多く見受けられ、予約診療の効果はひとしく全科には及んでいない現状にもあります。ただし、整形外科においても、平成10年7月からは、新患係の医師を1名配置し、他の複数の医師が予約患者さんのみを担当する方式に改めました。また、昨年10月からは、医師1名の増員によりまして外来部門の強化を図るなど、種々対応してきたところでございます。このような対応にもかかわらず、外来患者の絶対数が多く、かつ新患や急患の割合が高いことなどから、医師は朝から夕方まで連続した診療となる場合も多く、待ち時間短縮にはなお苦慮しているところでございます。

さて、市立病院においては、以上の経過を踏まえ、患者さんの待ち時間の短縮と診療の効率化を目指しまして、平成13年度に新たなコンピューターシステムの導入を予定しております。最近では、幾つかの病院で診察室、薬局、会計などの部署をネットワーク化し、指示情報などを病院内で共有する方法での効率化を図り、薬局会計などの待ち時間の大幅な短縮を達成したケースも見られるようになりました。おっしゃるように、一般に「オーダーリングシステム」と呼ばれるこの処理方法は、医師の処方、指示内容などを関係部署が即時に取り込むことによりまして、重複作業というものを削減し、効率的、かつ正確な業務処理を可能とするものであります。現在は、さまざまな手法や手順による方式が開発されております。新たなコンピューターシステムは、今後病院内の委員会などを中心に検討することにいたしますが、このような事例等大いに参考にしながら、一層効率的な診療と、患者さんの待ち時間短縮に有効なシステム構築を図っていきたいと考えております。

なお、病院では、待ち時間内の精神的な苦痛の緩和策の一つとしまして、外来待合へのテレビの設置や季

節に合わせた装飾を行うとともに、必要に応じて診療の進行状況のお知らせなどにも心がけておるところでございます。今後患者さんへのさらにきめ細かい情報提供などで不安解消に努めるとともに、これまで申し上げた幾つかの方法を組み合わせ、待ち時間の短縮を図り、患者サービスの一層の向上に努力していく所存でございます。

それから、開示についての御質問がございました。

情報公開が進む今日、医療内容の開示を求める声も次第に高まってまいります。そのような中で、平成12年1月1日には、日本医師会から「診療情報提供に関する指針」に基づき、医療情報提供についての一定の方向が示されました。情報開示の理念は、患者さんへの診療情報を適切、かつ積極的に提供していくことによりまして、患者さんが疾病と診療の内容を十分に理解し、医療の担い手である医師と、医療を受ける患者さんとが相互の信頼関係を保ちながら共同して疾病を克服することを目的としております。

カルテに記載すべき項目としましては、一つには、患者さんあるいは家族の訴えなど主観的な情報、それから診察所見、検査結果など専門職が抽出した客観的な情報、次には、診療過程、結果、処方など専門職の価値判断情報があります。しかし、その内容をどのような方法で記載するか、記載用語に何をを用いるかなどの基準は全く定められておりません。また、忙しい診療時間の合間を縫って記入するため略字が多く、他科の医師が見ても内容を把握できないこともしばしばあります。

そもそも日本のカルテは、主治医のための診療記録の意味合いが強く、患者さんに見せることを前提として記載されてきたわけではございません。また、現在の医学教育におきましても、適切なカルテ記載に関するところの教育研修内容も十分とは言いがたい状況にありまして、患者さんがカルテを閲覧しても、その内容を容易には把握できないのが実情でございます。

このようなことから、厚生省では、「診療録などの記載方法や管理手順などの整備が終了するまでの当分の間、患者さんの誤解を招かないためにも、カルテの閲覧、謄写にかえて要約書の提供でも足りる」との見解を示しております。

このように、開示にはいまだ解決すべき多くの問題点が存在しております。しかし、開示は時代の流れであり、多くの医療機関が検討しており、日本病院会や自治体病院協議会においても、開示のあり方について検討がなされております。当院も自治体病院協議会などの動向というものを踏まえ、開示の内容あるいは方法などについて、当院の各部署のメンバーで構成する「診療録委員会」などで検討してまいりたいと考えております。

なお、医師会の指針においても、悪性腫瘍の患者さんなどで開示することが患者さん本人の心身の状況を著しく損なうおそれのあるときや、第三者の利益を害するおそれのあるとき、あるいは開示を不相当とする相当な事由が存在するときは、開示を拒むことができるとしており、これらのことに関しても十分に配慮する必要があると考えております。

次に、薬に関する情報提供についての御質問もございました。

薬の正しい服用は、治療上極めて重要であり、市立病院では、これまで医師や薬剤師などによる薬の飲み方などについての説明が十分行き届くよう配慮いたしてまいりました。「インフォームド・コンセント」という概念の広がりとともに、薬に関する情報提供の重要性が認識される中、平成8年4月からは、患者さんに対する薬の文書での説明について、診療報酬での若干の加算も認められるようになりました。

このことを受け、市立病院では、数多い薬剤ごとの名称、それから効能・効果、及び用法・用量などの説明文書を独自に作成しまして、他の病院に先駆けて患者さんへの薬剤情報提供の取り組みを開始したところでございます。

さらに、平成10年4月には、副作用、相互作用の項目も説明すべき内容に加えられましたが、現在はこれらに重大な副作用の初期状況を含めた説明文を病院が出している薬ごとに添付いたしまして、かなり詳しい文書での情報提供に努めております。また、厚生省の「緊急安全性情報」や副作用などの最新の情報は、イ

インターネットなどを通して収集し、薬の説明文の改訂を随時行っております。

このように、患者さんは、どんな病気や症状に効く薬なのか、いつ何錠飲むのか、他の薬との飲み合わせはどうかなどを病院の添付文書で知ることができますし、他の医療機関の薬との整理などについても相当改善されてきていると考えております。薬局窓口では、薬をお渡しする際に、必要に応じて患者さんへの詳しい説明を行うとともに、電話での照会などにも随時対応し、薬剤に関する情報提供に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、診療に関する情報や薬剤情報の適切な提供というものは、医療の受け手である患者さんと、医療提供者側がともに疾病を克服していく上で大変重要なことであると考えております。今後とも十分な説明と同意に基づく診療に心がけまして、市民の方々に納得していただけるような、良質な医療の提供に向けてさらなる努力を続けてまいります。

次に、年金制度についてのお尋ねにお答え申し上げます。

我が国の年金制度は、軍人や官吏を対象とする恩給制度から始まり、その後の年金制度は、昭和16年に民間の被用者を対象にした厚生年金保険制度が設立され、公務員を対象にした国家公務員共済組合、地方公務員共済組合が順次設けられ、さらに昭和36年には、自営業者や農業者などを対象とする国民年金制度が発足し、これにより国民皆年金体制が実現されたところでございます。この間、昭和28年には私立学校の教職員を対象とする私立学校教職員共済組合が、昭和33年には農林漁業等の職員を対象とする農林漁業団体職員共済組合がそれぞれ厚生年金から分離して設けられたところでございます。

公的年金制度は、国が責任を持って運営し、社会全体で老後の所得を保障する制度になっており、職域ごとの制度に分かれております。しかしながら、年金制度が分立してきますと、産業構造の変化等により現役の被保険者が減少した場合には、制度運営が不安定なものとなったり、制度間に給付や負担の不公平が生じるといった問題が起こることから、これまで社会経済状況の変化に対応した年金給付水準と、保険料負担の公平化を図るための見直しが進められてきております。

昭和60年の改正においては、2階建て年金に再編しております。それまで自営業者や農業者などの制度であった国民年金というものを基礎年金として導入することにより、1階部分について全国共通の制度とするとともに、被用者年金---厚生年金とか共済年金、それを基礎年金に上乘せする2階部分として再編成するなどの改革が行われ、被用者年金制度間の給付の公平化が図られております。さらに、平成9年には、日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合が厚生年金に統合され、年金制度の一元化も進められてきているところでございます。

さらに今後、各被用者年金制度について、制度ごとの給付や保険料の決め方の違い、それから、産業構造の変化による加入者の変動などの影響というものを是正するため、保険料負担や年金給付水準の公平化を図りながら、公的年金制度の一元化に取り組んでいくことになっております。

しかしながら、予想を超える急速な少子化・高齢化の進行や、経済の低成長など公的年金を支えている社会経済的基盤が大きく変化しており、年金制度の将来の負担は大きく上昇することが見込まれているところでございます。年金制度の改革に当たりましては、年金制度は長期的な制度であり、一人ひとりの人生設計に多大な影響を与えることから、時間をかけて計画的に進めるとともに、既に年金で老後生活を送っている人々の生活の安定に十分配慮する必要があるのではないかと考えております。公的年金は、国が責任を持って実施している制度であります。今後の公的年金制度のあり方については、国の社会保障制度審議会等におきまして引き続き制度の安定化と公平化を図るため、検討していくことになると考えておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 佐藤頼男議員。

佐藤頼男議員 たいまは、大変詳細にわたりまして市長から御答弁をいただきました。

病院の整備につきましては、社会的なさまざまな関係もあるようであります。聞くところによりますと、山形には医師会やさらに徳州会の病院などが県の方に設置の申請がなされているというふうなことなども伺っております。そうした中であっても、寒河江の市立病院は市民にとっても、西村山地域にとってもやはりかけがえのない、身近な病院であります。古くなった病棟が27年間経過しているという、たいま市長からのお話がありまして、「13年には基本構想を策定して、これらの改築並びに増築に向けて検討を進めていきたい」という答弁をいただいたところであります。今後とも病院の健全財政にひとつ努めていただきながら、経営の合理化を進めていただきまして、患者に対する適切なサービスができますように、ひとつ積極的な形で第4次振興計画の実行に向けて進められますことを強く期待しております。

待ち時間の短縮のことにつきまして、これも具体的にお話ございました。13年にはコンピューターを入れて待ち時間の短縮に取り組みたいと。そして、病院の中においては、「患者サービス委員会」というものをつくって、これらの具体的な検討を進めているというお話をいただきました。働き盛りの若い人たちが、非常に待ち時間が長いということで、病院にはよほど悪くならないとなかなか足が運べないと、こういう状況であります。病院の待ち時間短縮というものは、今、患者にとって、また市民にとっても最大の関心事であり、さまざまな形で今日までも病院では知恵を出していただきまして改善は進められておることは十分承知をいたしております。ひとつ今後とも患者の立場に立った病院の改善を進められるように強く要望するものであります。

医療の関係の充実につきまして、昨年度はお医者さんを1人増員されたというような報告もありましたし、さらに、これから中核病院としての内容というものが非常に問われてくるかと思えます。今、外来患者が非常に多くなっているということは、病院の先生方の努力というふうなものが評価されているその結果でありまして、大変喜ばしいことでもあります。と同時に、病気をもち、患者の皆さんは非常に弱い立場で、気持ちも弱くなっておるわけでもあります。これまでも看護婦さんの皆さん方は大変親切でありますけれども、その心を忘れることなくさらに患者の気持ちに立った細心の心配りとサービスをしていただきますように、ひとつ病院長にもお願いをしておきたいと思えます。

医療情報の開示につきまして、国の方の動きなども市長から詳細に御報告をいただきました。薬に対する説明などが出ておりまして、先般も私、ちょっとお世話になってきたところでもありますけれども、大変参考になりました喜んでおります。しかし、薬というものは医学とともに大変進歩もしておるわけでもあります。市長からもお話がありました副作用の問題というものも、やはり今後大きな問題になってくるのではないかとということを考えますと、その人の体質に合った薬の選択というものが極めて重要なことになってくるのではないかとこのように考えられます。そうしたことに対しての病院長のお考えなどがありましたならば、ひとつお伺いをいたしたいと思えます。

また、医療情報というものにつきまして、国民健康保険の中で、先ほど申し上げましたように、レセプトの開示に伴って行政においてもその情報がわかるようになってきているわけでもあります。したがって、病院の先生方ばかりでなく、市の方でもそういう面では、被保険者の教育という立場からも、保険の医療データなどを利用されたところの市民に対するサービスや情報の提供というふうな形で何か、例えば医療情報のブックとかそういう形で市民に提供するものが出されるのではないかとこのことなども考えられるわけでもあります。そんなことなどについてどのように考えられておられますか、もし御意見がありましたならば、お伺いをいたしたいと思えます。

年金制度の問題は、ひとり市町村や県の中で改革や改善できる問題ではないわけですがけれども、やはり民

主主義を基本としている我が国でありますことから、市長からはさまざまな機会の中で一元化の方向について提言をしていただきたいものだというふうに思っております。

これは、一例でありますけれども、60歳や65歳になったからということで年金をもらって生活をすると。しかし、一方、子供を抱えて生活をしている若い人たちから見ましたときに、本当に元気な方々で年金をもらっているということでは、今、子供を育てるのにきゅうきゅうと、大変な時代だと思います。特に高校、大学などという子供を持っておる若い人たちは、本当に高校1人、大学2人などというふうなことであれば、親が物を食べないでさえも子供に尽くさなければならないという状況にあるのではないかと思います。そういうものを考えますと、年金制度のあり方というものについて、もう一度改めて考えてみるべき時期が来ているのではないかと。また、そういうことをやっていきませんと、市民的な合意やコンセンサスができない時代になってくるのではないかなというふうに心配される面も若干考えられるわけであります。

以上のようなことで、さきに申し上げましたように、市長にはひとつ、今の情勢そのものはまことに厳しい状況でありますけれども、将来を見据えた、そういう年金制度のあり方を、いろいろな機会の中で提言なりをしていただきますように強く御要望を申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。関連しまして御意見がございましたならば、お願いをいたしたいと思っております。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 今、第2問におきまして、経営改善やら、あるいは整備の考え方などについてのお尋ねがございましたので、お答え申し上げたいと思います。

良質な医療というものを安定的に供給するためには、やはりしっかりとした経営基盤が不可欠でございます。公営企業でございますところの病院であるわけでございますので、収益の確保ということとか、あるいは経費の節減、これは念頭に置いて経営していかなければならないと思っております。収益の面におきましては、来院の患者さんなくして収益は発生しませんので、質の高いところの医療の提供というものと患者サービスの充実によりまして、多くの患者さんから必要とされるところの病院であり続けることが必要かなと、こう思っております。

こういうことから申し上げましても、医療技術者の知識技術の向上というものを図りながら、施設・機器の整備というものを進め、各種サービスの拡充に努めてきたところでございますが、今後とも一層医療水準向上ということと患者サービスの充実を進めてまいりたいと、こう思っております。

そういう面では、支出という面につきましては、経費節減も経営上の必須条件でございますので、さまざまな対応をしてきたところでございまして、また、うちの病院は業務委託化も進んでおるわけございまして、その範囲というものは医療事務から清掃とか、警備・宿日直とか、ボイラー業務とか、検体検査の一部やら、あるいは各種機器の保守点検等にも進んでおりまして、これらは単にコスト削減というだけではございませんでして、医療事務など専門性が要求される職種等につきましては、精通した専門職の配置というものが行われることによりまして、正確性というものと効率性というものを確保しまして、病院全体の業務の流れを円滑にしていこうと、こういうことから有益だと考えておるわけでございます。委託業務につきましては、この受託側への的確な指示・管理というものも徹底してまいるといことで、業務水準の維持・向上ということと院内の規律保持というものにも十分配慮して対応しておるところでございます。

それから、お話にありますところの薬剤や診療材料に関しましても、院内採用薬品の統一やら、薬剤の価格等に対するとおりの情報というものも十分収集しながらコスト削減に努めておるところでございます。それこれ「経営管理委員会」というものを毎月開催しておるところございまして、収支状況の分析やら、あるいは患者さんの意向やら評価などについての確認なども行いながら、経営に関するところの検討を行っておるわけございまして、今後ともこういうさまざまな角度から病院業務についての検討というものを進めまして、業務の効率化を図って経営改善に努めてまいりたいと思っております。

それから、第4次振興計画の整備の方向というものについてのお話でございますが、病院の開設やら施設規模の変更などにつきましては、これは国とか県での全体計画に大きく左右されるわけございまして、第4次振興計画の計画策定時というものと現在の医療環境というものは相当大きく変わってきております。そしてまた、地域の必要病床数というものは県が医療計画で定めておりますが、策定当時余裕があった村山地域のベッド数は現在限度に達しておりまして、今後の病床拡大というものは困難な状況になってきております。

このようなことから見まして、少なくとも現時点では、振興計画に掲げましたところの病床拡大が実際上不可能でございまして、いろいろ要望があります科につきましても、この制約の中で考慮しなければならない状態にございます。このような状況が今後どの程度続くかにもよりますけれども、科目の新設等々につきましても、今述べたような考え方から、慎重に検討すべきことがあるということを申しつけ加えさせていただきたいと思っております。

残余につきましては、病院長の方から答弁させます。



佐竹敬一議長 病院長。

佐藤政悦病院長 それでは、薬の副作用に関する点、そして医療情報に関する点についてお答え申し上げます。

確かに、先ほど佐藤議員がおっしゃられましたように、薬の副作用等々に関しては非常に大事なことであります。薬はその人その人に合わせて、やはりきちんと患者さんの条件に合わせて出すということが非常に大事です。いわゆるさじかげんというんでしょうか、これをやらなければならないと思っています。年齢、性別とか、体重とかその人の症状等々に合わせて、どの薬を選ぶべきかというのが決まってきます。例えば高血圧の薬、これは非常に多くございます。高血圧もどういう原因があるのか等々ございまして、そのときにやはりその人に合った薬を選ばなければならないかと思えます。

当病院の薬は、大体 1,000種類ございます。1,000種類のうち飲み薬が約 500種類ほどあります。その 500種類それぞれの薬について、いろいろ効能とか、副作用とか全部違います。ドクターが外来で診療するときに、一人ひとりのその状態に合わせて薬を選択するわけなんですけれども、でも、その患者さんの状態というんですか、はかり知れないところはかなり多くありますので、患者さんによってはその薬でも副作用を起こしたりとか、そういうことがやはり起こり得ます。

それで、いろいろな薬の説明とか情報提供を行っているわけなんですけど、どの程度薬の情報提供を薬局あるいはドクターとかでやるのか、そしてどの程度の説明をやった方がいいのかというのが非常に問題になってまいります。薬一つ一つについて、薬の効能の説明書きを持ってまいりましたけれども、非常に小さな字で裏と表に書いてあります。薬の効能・効果、使用方法から副作用等々に関するいろいろな形で書いてあります。これを患者さんにわかりやすくということで、説明書きにするわけなんですけれども、この量でこのぐらい小さなものになります。これを 500種類についてうちの病院独自で全部つくっています。そして、薬のいろいろな副作用、こういうのがあったとか、厚生省等々から連絡が入った場合に随時それをつくり直すようにしております。それとあとは、何か副作用が出たとかいろいろなことがありましたら、薬局の方で随時電話でその状態を聞きながらどうしたらいいかなど、そういう電話での対応などもしております。そのようなことを行いながら、患者さん一人ひとりに対して適切な薬の選択、これからもよりよい選択を心がけてまいりたいと思えます。

続きまして、医療情報についてでありますけれども、確かに医療情報ブックとかそういうものを発行できればと思ってはいるんです。例えば当病院でどういう内容の診療が得意か、つまり、どういうドクターがいてどのぐらいの経験年数があって、どういうことを今までやってきたかとか、あるいはどういう機器があって、どういうところを重点的にやれるとか、あるいは中のサービス、これがどの程度のことを今やっているか等々、いろいろな形で本当は説明できればとは思ってはいるんですけれども、医療法の中で広告に当たるような内容に関しては規制されております。ですから、なかなかそのすべてを外部の方にいろいろな形で情報提供できないような事情にあります。院内で掲示して可能なところもありますので、それに関してはできるだけ掲示するように努めております。このたびの第4次医療法改正の中でどこまで掲示していいのか、どこまで広告していいのかということについて一定の方向が示されるようでありますので、その中で可能な範囲でいろいろと開示、情報の方を伝達してまいりたいと思えます。

以上です。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時36分  
再 開 午前10時55分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 荒木春吉議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号10番、11番について、5番荒木春吉議員。

〔5番 荒木春吉議員 登壇〕

荒木春吉議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、通告書の10番、11番について質問をいたしますので、当局の陽光あふれる答弁を期待いたします。

まず、10番の についてですが、市立図書館では昨年6月より「ブックテーマコーナー」を開始しました。実施した主なテーマは、「シェークスピア特集」、「介護を考える」、「旅と温泉特集」、そして3月は「花特集」などです。昨夏の「平和について考える」を見て思ったことを実例を挙げて提案いたします。

私の好きな作家のアメリカのカート・ボネガットに、「スローターハウス5」というSF小説があります。この作品は「明日に向かって撃て」の監督ジョージ・ロイヒルによって映画化され、当然ビデオもあります。市内の書店ではレンタルもやっております。映画の中で流れている音楽は、うなるカナダ人演奏家のグレン・グールドによるものです。彼の記録は、本、CDはもとよりLDでも接することができます。音楽そのものはテレビCM等でもお耳になじみのものですので、すぐにもどこかで聞いたことのある曲だなと思われるかもしれません。LDも今や映画ばかりではなく、いろいろなジャンルのものが出回っています。一つの主題をめぐって文字、映画、音楽などにわたって取りそろえておけば、市民の皆様の耳目と足はおのずと図書館に向くのではないのでしょうか。市民一人ひとりが全身をまなこ耳にするなんて、まさに21世紀ではありませんか。

次は についてです。

私の息子2人が通学している陵南中学校図書館には、漫画の本棚があります。並んでいるのは魚戸おさむ作『家裁の人』全15巻です。「家裁」の「裁」は「裁判所」の「裁」ではなく、「盆栽」の「裁」です。これは、文経委員はもちろんのこと悩める親、教育関係者の必見漫画であります。そして、次作の『ケントの方舟』もなかなかのものであります。私は、市議選に出るに当たっては、サトウサンペイの『ドタンバのマナー』とともにこの漫画をバイブルといたしました。現在は『ビッグコミックオリジナル』に同氏の『がんばるな家康』が連載中です。単行本のワイド判が新たにできたので、ぜひぜひ図書館に常設していただきたいものだと思います。

次に、 についてです。

図書館では、現在週に2日間、夜も7時まで開いております。これをぜひとももう一日ふやしてほしいものと思います。でき得れば、それも週末にです。財政逼迫の折まことに大変かとは思いますが、女性、子供ばかりではなく、超多忙の現役ばりばりの男性諸氏にもおいでいただきたく思うからでもあります。拙宅向かいのコンビニも24時間営業です。まさに世の中、朝型からオールナイト型に移行しております。市民の生活様式にいささかなりとも寄り添っていくのが、行政奉仕かと思しますので、どうかよろしく検討していただきたいと思います。

次に、 についてです。

図書館協議会委員は現今10名であります。平均年齢は何歳かまではまるで不明ですが、その年齢を引き下げる人間の登用をぜひともお願いしたいのです。と申しますのも、昨年12月4日より市内栄町に「すきっぴ子供文庫」が産声を上げました。「どこにあんだ、それ」と皆さんはお思いでしょう。何せこういう活動は超地味であります。この文庫は県外出身の女性（3児の母親）がもとの自宅を開放しているものです。こういう孤軍奮闘している人間が委員になれば、会の状況も春風駘蕩、5月の薫風となるのではないのでしょうか。人事も寒河江川の清流と同じく絶えず前進、変化しなくてははいけないと思いますが、いかがでしょうか。

本は紙からでき、紙は樹木から生まれます。死んでも子供を手放さない我々の大先輩のお猿さんは森林から生まれました。我々人間もまた森林浴をすることによって心身丈夫一点張りになります。図書館に行くというのは森林

浴にあずかるということです。畳の上で分厚い辞書を枕に、親子で昼寝するだけでもいいではないですか。魚は英語で「フィッシュ」、それに「オン」を足すと、「フィッシュ・オン」で「釣れた」です。図書館に来ていただいて「釣れた」、「やった」、「えがった」と叫んでいただき、とうちゃんの背中がでっかくなっていたいただきたいものと思います。忙中閑あり、壺中天ありです。ハートがフルとなるためにも、ぜひぜひ当館においていただきたいと思います。

さて、通告番号11番の学校教育についてであります。

教育はすべて学校だけで行うというものではありませんが、中2、中1、小4の3児の駄父としましては、焦点を学校教育に絞って愚見を述べます。

私の妻は施設職員なので小・中学校の授業参観等には交代で行くことにしております。このことだけでほかの親御さんに比べて「教育熱心なとうちゃんだ」などとやゆされる始末であります。ただ、私の状況に忠実なだけであって教育熱心なわけではないのですが、新潟や京都での幼女等の監禁・殺傷事件を見るにつけ、一生懸命に母子一体で育ててもマスコミ等にたたかれっ放しというのでは、何か腑に落ちないのは私ひとりだけではないと思うのです。父の胸、背中を見せて、そして出してこそ、子供たちも距離、バランス等がとれて一人前になれると思うのです。母親がけなげに子育てしているのなら、父親もでき得るところから全身を粉にしてかかわるのが道ではないでしょうか。授業参観後は大体先生と親の懇談会になりますが、ほとんどが母親ですので、超まじめなお母さんたちの話はすぐに詰まってしまうがちです。肩の力を抜き、視野を広く、そして器量を深くやわらかく持って子育てに当たられたらなあと思わずにはいられません。うまくいって当然、下手にいったら袋だたきでは、こんなに割の合わない親業とは一体何なのでしょう。親になったが運の尽きでは「ああ無情」であります。

3人の子供それぞれ、私のうちではスポーツをやっております。今年度は、中学生の部活の保護者会の役員を務めております。正月には早速肩に力を入れて全員に年賀状を出しました。その中の一句を御紹介いたします。「イツモニコニコ、ピンピン。ミンナトナカヨク。ヒトヨリナニカヒトツ」という、宮沢賢治風の片仮名文です。これはある小学校の70年前の頌だそうです。これは十分に21世紀にも通用するものと思います。

我が部活においても、剣道が上達したいという志は同じでもいろいろとあります。熱心過ぎる親御さん、私のように平々凡々な駄親、公私ともに多忙でなかなか顔を見せられない親御さん。ひとりっこを英語では「シックス・ポケット・チャイルド」と呼ぶそうです。今どきの子供たちはナイーブ過ぎて、耐力不足なのは六つのポケット、つまり、財布に包囲されているせいでしょうか。親業育児には「楽しい貧乏」が妙薬と思いますが、乗せられて小遣いが与えられて当然なのですから大変です。そして、部活の面倒を見ている監督、コーチ等の先生方は、土曜日、日曜日もないという超多忙なせいで、家庭崩壊寸前というありさまではないでしょうか。ぜひぜひ学校の先生方には十分なくつるげの時間を与えてあげてください。

人間をつくるのはたっぷりの時間と自身の自覚、意志だと思えます。時間に追いまくられては忙殺されるだけです。忙しいのりっしんべんは心で、「忙」は「心が亡ぶ」と書きます。昨秋、校長先生より「総合的な学習の時間」についての説明を受けました。これは2002年より実施される新学習指導要領によるものとのことですが、いま一つ不明なのでもう一度この場をかりて、得心のいくまで当局の方針、趣旨を説明していただきたいと思えます。

ここで、私の好きな蕪村の句に「ふたもとの梅に遅滞を愛す哉」というのがあります。梅には咲く時期の早いと遅いのがあります。そのずれの世界に浸って眺めることこそ妙味ではないでしょうか。大分県知事の平松守彦氏は、一村一品運動を起こし、「中央集権ではなく地方分権だ」、そして「グローバルに考え、ローカルに行動せよ」と宣言しています。先日のエンデバーの毛利宇宙飛行士と北海道の中学生の皆さんとの意見交換を見ていましたら、これからは、グローバルでもなく、「コズミック(宇宙的)」に思考しなくてはいけないのかなあと感じたところで、21世紀の主演は、今子供たちである者たちです。

6年3カ月在籍した母校の由来を宣伝して閉じたいと思えます。「桃李物言わざれども、おのずから蹊を成す」が私の母校名の由来です。子供も大人もぜひうまい桃とスモモになっていたいただきたいものです。そうすれば、道がで

き、じゃんじゃん人間が集まってきておいしく熟成すると思うのですが、いかがなものでしょうか。  
これで第1問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 市立図書館の21世紀型充実についてお答えいたします。

公立図書館は、図書資料の提供を通して市民の生涯学習を援助する拠点施設であると考えているところです。そのため、市民の心のオアシスとしてだれにも親しまれ、気軽に利用できる図書館サービスを目指しているところがあります。市立図書館も平成3年のオープンからことして9年目を迎え、現在は図書利用カード登録者数約2万1,000名、蔵書数約10万冊、そして年間貸し出し数14万冊と、大いに利用されていることは大変喜ばしいと思います。

さらに、図書館としては、図書の貸し出し業務だけでなく、多くの市民に図書館に親しんでいただくためにさまざまな事業に取り組んでおります。常設の展示室を利用して市民の芸術、文化、教養を高め、多くの人々が図書館と触れ合う場として、絵画やさまざまな作品の展示を行っているところでもあります。

また、読書への興味と関心を高めるために、「図書館こどもまつり」、「さがえ図書館フェア」などを開催し、さらに、今年度から「シェークスピア」、「旅と温泉」、「花」などのテーマごとの特別展として「ブックテーマコーナー」を企画し、日常生活に役立つ図書館を広く市民にアピールしてきたところでもあります。

また、平成6年から毎年8月に継続して実施してきた「平和を考える展」では、人類の恒久平和を願い、戦争と平和に関する図書の展示と貸し出しを行っているところです。

御質問の本とビデオ、CD、LDの立体的な連携の御提言についてであります。図書資料には活字としての図書、映像としてのビデオ、レーザー・ディスク、そして音楽としてのコンパクト・ディスクが一体となって提供できる図書館の機能を生かし、活字、映像、音楽のそれぞれの分野の連携を図ることで幅広い、深みのある事業ができるものと考えているところでもあります。新しい展示の企画や催しなどで取り組めるものは連携を考慮したいと考えているところです。

図書館資料として漫画の本を備えてもいいのではないかと御質問にお答えいたします。

現在図書館では、選定する資料の適正化を図るため、資料選定要領に基づき、公共図書館としての機能と役割を重点に、図書館職員全員で構成する「資料選定会議」を開催し、各種図書資料を購入しているところです。漫画本についても、評価を受けた本、評判の本については、これまでも図書資料として備えてきたところです。中でも日本の歴史や偉人伝を扱った歴史物、『坊ちゃん』や『人間の条件』などの名作文学、『源氏物語』や『竹取物語』などの古典文学、また『日本経済入門』や『宇宙の神秘』などの経済科学のものは、漫画本などを中心に現在500冊ほどをそろえているところです。

さらに、今後も公共図書館としてふさわしい漫画本については、ビデオやCD、LDなどの視聴覚分野の資料とともに、親しみと興味を持って読める教育的漫画本として、図書選定の中に含めてまいりたいと考えております。

次に、開館時間の延長についての御質問にお答えいたします。

公共図書館としてより多くの図書をそろえ、利用者にとって利用しやすい環境を整えることは大事なことでと考えております。市立図書館は、平成3年のオープン以来開館時間については、平日は9時から午後5時までの開館ですが、さらに火曜日、木曜日は午後7時まで2時間の延長開館を実施してまいりました。また、土曜日と日曜日は午前9時から午後4時まで開館してまいったところでもあります。その後、社会情勢の変化と余暇の増大、市民ニーズにより、平成7年度からは、土曜日と日曜日の開館時間も1時間延長して午後5時までとし、そしてさらに、利用拡大を図るため、1人3冊2週間から5冊3週間への貸し出し冊数と期間の拡大もあわせて実施してきたところでもあります。

さらに、平成9年度からは、休館日となる月曜日または祝日と月末の休館日が連続する場合に、利用者の利便を図るため、いずれかの日を臨時開館日として利用していただき、連続する休館日の減少を図るなどのサービスの向上に努めてきたところでもあります。そのようなことから、現在の市立図書館の開館時間については、県内の他の公

立図書館の中でも遜色のない体制と認識しているところであります。

御質問のさらなる開館延長につきましては、利用者の動向を踏まえ、今後の課題とさせていただきたいと思います。

次に、図書館協議会委員についてのお尋ねであります。図書館協議会の役割については、図書館法第14条の「図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館サービスにつき、館長に対して意見を述べる機関」ということになっております。また、委員の選任につきましては、同法第15条で、学校の代表者、社会教育団体の代表者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、学識経験者の中から選任することになっております。本市でも、図書館協議会は10名の方々から委員になっていただいております。年に2回ないし3回の協議会を開催して、公立図書館として運営のあり方について御意見を拝聴しているところであります。

このたび地方分権一括法が成立し、その中に図書館法の改正もありまして、図書館協議会委員の選出の要件としての枠が取り除かれ、地域の実情により多様な人材の登用を図ることができるようになってきたところであります。本市におきましても、図書館協議会委員の選任につきましては、法律改正の趣旨を十分踏まえて、平成12年6月の改選時に合わせて年齢、男女、活動分野など幅広い委員構成を心がけてまいりたいと考えているところであります。

次に、学校教育について、総合的な学習の時間についてお答えいたします。

平成14年から本格実施される新学習指導要領が平成10年12月に告示されましたことは、御案内のとおりであります。これは、各学校がゆとりの中で特色ある教育活動を展開し、児童生徒に豊かな人間性や基礎、基本を身につけ、個性を生かし、みずから学び、みずから考え、生きる力を培うことを基本的ねらいとして、次の四つの方針に基づいて改訂されました。

一つ目は、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人として自覚を育成すること。

二つ目は、みずから学び、みずから考える力を育成すること。

三つ目は、ゆとりある教育活動を展開する中で、基礎、基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。

四つ目には、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めることであります。

総合的な学習の時間は、特色ある学校づくりのかなめの時間として今回の改訂で新しく創設されたものであります。この総合的な学習の時間は、地域や学校、子供たちの実態に応じて、学校が創意工夫を生かして、特色ある教育活動を行うことのできる時間であり、また国際理解、情報、環境、福祉、健康などの課題や、児童生徒の興味、関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などを内容とし、これまでの教科をまたがるような課題に関する学習を行うことができる時間でもあります。つまり、子供たちが各教科等の学習で身につけた知識を結びつけ、総合的に働かせることができるようにすることを目指しております。

さらに、この総合的な学習の時間は、知識を教え込む授業ではなくて、みずから課題を見つけ、みずから考える力を育成することや情報の集め方、調べ方、まとめ方などの学び方や調べ方を身につけることをねらいとした授業が展開されるものであると言えます。

具体的な学習活動としては、小学校3年生から中学校、高校まで1週当たりそれぞれ2時間ないし3時間程度ずつ時間割に組み込まれ、自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察実験、見学や調査、発表や討論、物づくりや生産活動など、体験的な学習や問題解決的な学習が積極的に取り入れられることとなります。また、ある課題に対して興味、関心別にグループを編成したり、異年齢の子供たちが一緒に活動したり、さらに、個人研究を行ったりするなど、多様な形で学習が行われます。さらに、保護者を初めとした地域の専門家などの学校以外の方々の協力を得たり、図書館や企業、工場、川や山などの施設や自然を積極的に生かした学習も行われるものであります。

このような学習が展開されることによって、みずから学び、考え、主体的に課題を解決していく力などの生きる力の育成や、学び方や物の考え方の習得などがなされ、各教科で得た知識や技能が生活に生かされ、総合的に働く

よくなるものと考えております。

さて、本市では、「ゆとりの時間」などを活用して既に総合的な学習を実践し、大きな成果を上げているところがあります。例えば寒河江小では、「さくらんぼの里」や「水と生活」、「米づくり」、「寒河江の歴史」などをテーマに実践研究を継続しておりますし、三泉小学校では、寒河江川での活動やさくらんぼづくりを通した体験活動などを実施しております。その他の学校でも地域を素材とした調査研究活動や体験的な活動を継続しております。

また、各学校では、来年度の移行時期から実施できる「総合的な学習時間」について、校内研修などでその趣旨理解を図るとともに、実施に向けてこれまで実践してきたものをもとにして、計画準備を進めているところであります。さらに、教育研究所の部会でもこの問題を取り上げ、各校の準備状況や実践内容などについて交流を図りながら研修してきたところであります。

教育委員会といたしましては、特色ある教育、特色ある学校づくりの推進のため、12年度一般会計予算において、これまでの「地域人材活用事業」や「調べ学習図書整備事業」などを整理統合し、「特色ある学校づくり支援事業」を新たに予算計上しております。この総合的な学習の時間が、各学校の実情に応じて充実されるよう支援してまいりたいと考えております。そして、総合的な学習の時間が、子供たちにとって楽しい学習活動になり、生きる力に満ちた主体的、創造的な人間の育成ができるものと確信しているところであります。

以上であります。



佐竹敬一議長 5番荒木春吉議員。

荒木春吉議員 誠実なる答弁、ありがとうございます。私、聞いて思ったことだけ述べます。

きのう、私の中1の息子が進路についての調査紙、そういうものを持ってきました。私の子供は年子なので中学2年生もおります。2年生の娘はそういうものを持ってきたことはなかったんですね、1年生のとき。私、それを見て息子にこう言ったんです。「書けるところだけ書け。書けないところは一緒に相談して書くべ」となったんですが、はっきり言って私、頭を抱えてしまいましたね。というのは、私、13歳ぐらいのときに「将来何になりたいか」とか言われても、「進路どこさ行きたいか」とか言われても、書けるような状況ではなかったのではないかなと思うんです。すごく難しい要求で、ちょっと親子そろって頭を抱えてしまいました。どうしたものかなと、期限が二、三日に迫っていますが。

私、自分のことを言っでは申しわけないんですが、高校を出るときは就職が決まっていまして、やんだくて家出しまして、3年間新聞配達してから学校に6年3カ月おりました。学校を出てからこちらに帰ってきて、最初はレコードの営業をしたんですが、それでも食えなくて20年間一応建設業関係におりました。私、余りにも若いときからそんなことを言われても答えられるはずがないのではないかなと。実際に陵南中学の悪口を言っているわけではないんですが、お姉ちゃんの方に来ないやつが下の方に1年から来るなんて言われても、何か親子ともども頭を抱えてしまうような状況であります。そこら辺のことをもう少しゆっくり運んでもらえたらいいなと。

子供がきのう間違っで勉強してまして、道徳の副読本を見ていたんですが、すごくいい本なんです。私、感動しました。その本を読んでいたら、私もこんな間違っで人生は歩まなかったんじゃないかなと思ったほどです。といいますのは、その中で、私の好きな童話作家の工藤直子さんの文章と開高 健のオタマジャクシのこと、あとは井村和清というがんで死んでいくお父さんの子供に対する遺言、それを私、本で読んだんですが、その3カ所だけはすごい感動しました。こういういいものを使っでいながらやっでいることが、と言ったら悪いんですけども、そうされると、何か親子ともども頭を抱えてしまうような状況だと。私の能力不足ということもあるかとは思っでいるんですが、余りにも先へ、先へと進められると、親子で悩んでしまうというか、戸惑っでしまうなあと私は思っでいるんです。これはいろいろなところからの要請でそうやっでいるかとは思っでいるんですが、いま少しごゆるりとやっでもらえれば、お互いに青筋立てなくても考えられるのではないかなと私は思っでいるんです。性急に次々、次々言われても、なかなか態度というか、回答というものは生まれでこないのではないかなと。育児というのはいりゆるり、のんびりが私はまず基本だと思っでいるんです。それをけつをつつかれて、それぞれ、次々と言われても、なかなか先のことを考えるアイデアとか決意なんていうのは生まれでないのではないかなと私は思っでいるんです。

今の学校、なんて偉そうなことを言っでは申しわけないんですが、勉強なら勉強ばかりとか、部活なら部活ばかりとか余りにも「ばかり食い」みたいなのところがありまして、余りにも追い詰めている状況があるのではないかなと思っでいるんです。そこら辺のところ、私見を聞かっでいただければ、私はうれしいなと思っでいます。別に答えにならなくてもいいですから、こういうものには答えというものは多分ないと思っでいるんですけども、答弁者が「こう思う」というのを一つ、二つ挙げていただければ。

せつかく『家裁の人』というすばらしい漫画のある図書館を持っでいる学校がそういうことをやられると、私、すごく残念だと思っでいるわけなんです。きのう、おととい、私は『家裁の人』をお互い読み合っでたわけなんです。あそこはもう腰巻の文句を讀んでいただくと漫画を讀む必要がないという感じがしました。漫画というのどうしてでも中の漫画ばかり見ますが、そうではなくて、腰巻の文句を讀んでいただければ、まず結論らしきものは出ていると私は思っでいるんです。そこら辺のところを含めて教育委員長、ヒント、決意、別に回答なんてありませんから、ひとつお願いできれば、うれしいなと思っでいます。第2問を終わります。

佐竹敬一議長 教育委員長。

大泉愼一教育委員長 進路調査の中で、1年生の段階から早過ぎるのではないかというふうな御質問だったと思います。ただ、議員がおっしゃるように、私たち人間というのは常に変化するものであって、自分を教育するというか、教育というのは一生を通じて行うものであるし、だんだんと人間が成長するに従って変わっていい人間になるというのが当然だと思えます。

しかし、昔から「青年よ、大志を抱け」などという言葉もありますけれども、やはり現在の段階で子供たちがどんな夢を持っているかということを生方先生は調査というか、「みんな夢を持って生きなさいよ」と、そういうふうな意味で進路調査をなさったのではないかと。そのときに決めたから、「おまえはあのとき言ったように今度ここでこんなことをするのか」などということの資料に後から使うためのものでは決してないというふうに思っております。したがって、ただ漠然と生きるのではなくて小さいときからやはり「お父さんのようになりたい」とか、「お母さんのようになりたい」とか、「こういうふうな人になりたい」という夢、「こういう職業につきたい」という夢、そういうふうなものを持ちながら、子供たちが学習してほしいという願いだと思っております。

私、今まで教育に携わってきましたので、感想的なことでも、申し上げましたので、教育長の方からもし具体的な現在の指導やなんかのことでありましたら、お願いしたいと思います。

佐竹敬一議長 教育長。

保科弘治教育長 今、委員長の答えともかかわることなのですが、中学校において、特に進路指導ということを非常に重視しております。3年間で自分の人生の進路を決めるなんていうことは本当に至難なことなわけですが、今、委員長からお答えしましたように、何か自分の人生に対して目標とか志を立てる非常に大事な時期というふうに考えているわけでありまして。そして、自分がいかにして社会に出て一生のなりわいというんでしょうか、収入を得てちゃんと自立した人間として生きていけるようになるかということは非常に大きなテーマなわけですね。

ただ、子供時代からそれが余りにも具体的な形で、急がせるような形の進路指導というのはやはりまずいというふうに思っております。でも、中学1年になりましたら、自分の適性について知ると。つまり、おのれを知るという一つのきっかけに進路指導を活用していくというふうなこと、そして2年になったら若干、どんな進路があるかということなども、さまざま資料などを集めて、自分で研究すると。そして、3年になったら、一応まず中学段階で決められる進路、高校に進学するのか、社会に出て働くのか。高校に進学するとすれば、どんな方向の高等学校を選ぶかということをご自身が選択できるような……これは親御さんの意見とか先生方の意見も十分聞きながらするわけですが、そういった進路指導というものを段階的に考えて指導していると。だから、何になるかという具体的なあれでなくて、1年の段階では、自分の希望とか夢に向かうような志を自分なりに立ててみるというふうなことになると思っております。

以上です。

佐竹敬一議長 荒木春吉議員。

荒木春吉議員 感想だけ述べます。返答は要りません。

私の子供の担任の先生の状況だけ話して終わりたいと思います。私、学校の先生に、小学校と中学校ですが、お客さんになってもらって毎月1回集金に行きます。学校はとても忙しいですね。暗くなる7時過ぎでもみんな仕事をやっています。それはすごく大変だなとは思っています。とてもじゃないが、おれなんかはできないなと思っ  
ていますが、私の中学校の担任の先生の2人の話をして終わりたいと思います。

というのは、中2の娘ですが、この間、\_\_\_\_\_見つかりました、情けないことに。

それを言った2年生の学年主任の音楽の先生ですが、すごくいい言葉のキャッチボールをしていただきました。やはり音楽をやっている先生ですから、ゆとりがあるというんですが、ユーモアがあるというんですか、\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_と中身まで教えていただきまして、ユーモアでくるんで「二度とするな」ということを教えていただきました。息子の担任の先生は、私、そば屋に行ったときの駄文を「おまえのとうちゃんの文を見たぞ」と言われまして、いろいろ教育外のことで言葉をかけていただきまして、私の子供の狭い頭を少し広くしてもらったのではないかなと思っています。

だから、そういう対応のできる先生を、私は、月給はもちろんですが、暇、時間……、もう夜遅くまでやってうちに帰って、かあちゃんの顔を見ずに寝てしまうような家庭ぶりではいい仕事はできないと思うんですね。できるだけ早くうちに帰していただいて、次の日の仕事も一生懸命やれるような体制をつくっていただければ、私もうれしいなと思っています。

以上です。どうもありがとうございました。

## 遠藤聖作議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番、13番について、22番遠藤聖作議員。

〔22番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 私は、日本共産党を代表して、また、通告してあるテーマに強い関心を持っている多くの市民の意を踏まえて以下質問をいたします。

最初に、通告番号12番、佐藤市長の政治姿勢について伺います。

とりわけ入札制度の抜本的な見直しで事業費の削減を図ることについて、この問題についての市長の取り組む姿勢について伺いたいと思います。

私は、この入札制度の改善問題について、昭和60年の ちょっと古い話ですが、3月議会、平成5年の7月議会の2度、一般質問で取り上げています。

昭和60年は、佐藤市長が就任した年でもありますけれども、あの年は、武田前寒河江市長が建設業界から多額の寄附を集めて、出版祝賀会を開催したことがきっかけとなって市長職を辞職するに至った、その事件のあった次の年であります。平成5年は、金丸自民党副総裁にかかわるゼネコン汚職など政界と財界を揺るがす大問題が発生したときであります。そうした政治家と業界の癒着構造は、現在も絶え間なく摘発され続けているというのが悲しい現実であります。

こうした背景を受けて、何人かの同僚議員もこの種の問題を一般質問で取り上げてきております。今回も、昨年3月の高橋県知事へのゼネコンからの政治献金問題が発覚したり、年末には、山形市の業界の談合問題と佐藤市長へのヤミ政治献金疑惑などが起こり、一連の建設業界と首長や議員など政治家とのかかわりが改めて問題になっています。当議会でも、昨年12月には、内藤議員が公共事業の請負業者と行政との関係の明朗化という観点から、入札制度のあり方について質問を行っています。

私は、入札制度の見直しによって公共事業費の大幅な削減を達成している自治体の実践例を踏まえて、新たな視点からこの問題を取り上げてみたいと思います。

私は先日、山形県下の幾つかの自治体の日本共産党の議員とともに、神奈川県横須賀市と座間市の入札制度の改革の取り組みを視察・調査してまいりました。

横須賀市では、平成10年7月以降、行政改革の一環として入札制度の改善に取り組んできています。それまでの入札方法は、一つは指名競争入札、二つは、その指名業者は1工事当たり7社から10社、三つ目は、指名の方法としては、業者の選考方法としては、ランク別に、それに実績とか地域性を加味して選考している。4点目は、指名業者は全部公開をしている。現場説明会なども行ってきた。通常、各地の自治体で実施しているような、普通の入札方法であったわけでありませう。

その結果、この市では、入札制度が問題とされるその理由として、一つは、平均の落札率、予定価格に対する落札価格の差でありますけれども、それが95.7%、ほとんど予定価格に近い金額で落札をされている。競争性がほとんど見られない。高値安定が続いているというのが一つの問題点としてあった。それから、二つ目の問題として、発注者側にも「よりよいものをより安く仕上げていく」という意識が働かないという、いわば業者と行政側のもたれ合いといえますが、悪循環が続いてきた。それから、業者を指名するに当たっての選考過程が公開されていないために極めて不透明で、発注者側の裁量権にゆだねられていたということ。

その結果、この競争性や透明性のなさが悪用され、設計価格や予定価格を採り取るようとする業者側の不正な行為を誘発したり、収賄事件に職員が巻き込まれるおそれもあるという判断をしたのであります。

予定価格というのは本来、発注者側の経費の見積もりであって、契約価格すべき価格の最上限にすぎないのであります。にもかかわらず、行政担当者の中には、落札価格との差が余り大き過ぎたりすると、「予定価格がずさんだ」

とか「予算を使い残した」などと言われて、次の査定の段階で減額の根拠にされたりするという意識を生んで、経費の削減をするという誘因を働きにくくしているという問題があるのであります。

こうした総合的な検討結果を受けて、横須賀市では、公の金を使っているにもかかわらず高い買い物をしたという発注者側の被害者意識を生じにくくしているこの制度を大胆に変えてみようというふうに取り組んだということでもあります。

同じく座間市でも、ほぼ時期が同じころにこの改革に取り組んでいますけれども、この座間市の場合は動機がまた違っていて、市内業者の談合が疑惑として新聞に報道され、それに端を発した公正取引委員会の関係箇所への一斉の立ち入り検査、そして県警察が競争入札妨害容疑で市内の七人の業者を逮捕するという大きな事件が続く中で、市としても、常態化していた談合を防ぐために入札制度を改善せざるを得なかったという動機があったようでもあります。

しかしながら、この二つの市、動機は違っても結果的には行き着いた制度改善の中身はほぼ同じ内容になってきているようでもあります。その主な特徴を紹介しますと、一つは、入札に当たって業者のランクづけを廃止して、経営事項審査……これは建設省がつくっている審査基準なそうですけれども、に基づく総合評価を基準にして条件付一般競争入札の導入を行ったということでもあります。つまり、基準を満たしている業者はすべて入札に参加できるということでもあります。二つ目は、いわゆる業者が最も知りたがっている予定価格、これを入札前に事前公表するという措置をとった。それから3点目は、登録している業者のすべての評価点数を公表しているということでもあります。

4点目は、いわゆる談合の温床となる現場説明、これは一切廃止をした。それから、事業にかかわる図面及び設計図などは、行政に取りにくるというのではなくて、逆に行政側から市内の印刷業者に売り渡して、そこから業者が買い取ると、そういうやり方をして、市役所の中に来なくても入札に参加できるというやり方をした。それから、いわゆる「あいさつ回り」、業者のあいさつ回りを全面的に禁止をした。

それから、これは横須賀市のケースですけれども、希望価格制度を導入して実施している。事業によってはだそうでもありますけれども、つまり、行政側としては、予定価格の8割5分ぐらいの金額で仕事をしてもらいたいんだが、これでやれるという業者は入札に参加してくれというふうなあからさまな、行政側の経費削減の意思を前面に出した入札制度も、物によっては取り入れているということでもあります。

それから、入札回数も何回もやるのではなくて2回に制限をして、それで成立しなければ、業者を入れかえて再度別の日にやるという、きちんとした入札の競争性を保つための手法を導入しているということでもあります。

それから、これも横須賀でありますけれども、いわゆるインターネットを活用して仕事の発注及び入札の受け付けをやっていると。しかも、入札は、一つの課ですべての事業を入札する。いわゆる「契約課」というものを設けて、土木や農林課とかさまざまな箇所に分かれている入札をすべて一本にして、一つの課が主宰してやるというやり方をするようになったというふうなことであります。

それから、談合の情報があった場合の対応でありますけれども、その情報が書面でなされた場合は、くじで直ちに入札者を半分に減らすというやり方をしているようでもあります。場合によったら、その場で警察に通報するという強い態度で臨んでいるということでもあります。

その結果どうなったかといいますと、談合による、いわゆる「高どまり」の落札というのは極端に少なくなっているということでもあります。具体的な効果としては、一つは、入札業者が1事業当たり指名業者が7社から10社だったのが、28社程度になった。そういう意味では、価格面での競争性が極めて高くなったということが言えるということでもあります。

二つ目は、入札参加希望者の増加によって、それぞれがわからなくなったことで、物理的に談合ができなくなった。まっとうな競争を通じて仕事をとろうという方向に業者自身の姿勢が変化をしてきた。

3点目は、従来の指名競争入札では、参加できなかった業者が、資格要件さえ満たせば入札に参加できるように

なったということで、いわば従来下請け業者とか指名実績がないということで参加できなかった、そういう業者が積極的に直接請負の業者として参加するようになったということでもあります。

横須賀市の場合は、平成9年度の落札率、先ほど言いましたけれども、95.7%、その時点での入札差金は13億2,000万円だったそうであります。ところが、10年7月、いわゆる年度途中から実施した入札制度の改善によって平均落札率は90.7%まで落ちた。入札差金は30億2,200万円までふえました。それで、今年度でありますけれども、8月までのデータしかありませんでしたが、4月から8月までの4カ月間で、平均落札率が83.7%、その4カ月間の入札差金が17億3,000万円で、最終の年度末には35億円の入札差金が出るだろうというふうな見通しを担当者は述べていました。

これほどの経費削減につながる入札制度の改善で問題点は何かといいますと、いわゆる不良業者の参入や工事の質の問題であります。そのために横須賀、座間、両市とも、一つは、優良業者を育てていくための優遇措置を制度化したということ、それから、不良業者を排除するためにペナルティーを強化するなどの「請負工事成績評定要綱」を制定したということでもあります。その内容は、7種類の評価項目に基づいて、最高の評価を2回以上とった業者には、要するに同時に幾つもの手持ちを持っていても入札に参加できるという手持ち工事件数の拡大や随意契約の発注など優遇措置を与える。その一方で、不良工事を行った業者に対しては、1年間入札参加停止の厳しい措置をとるなど、工事実績に基づいて業者間にはっきりとした格差をつけ、優遇と罰則の措置を行っているということがありました。

その結果、不良工事はほとんどないということでもあります。

2点目に、竣工検査に加えて中間状況を検査する、検査体制の強化を図ったということでもあります。

3点目は、本市でもやっておりますけれども、いわゆる「低入札価格調査制度」をつくって、極端な低い価格で入札したものについては、発注どおりの仕事ができるかどうか、厳密な調査を実施した上で入札そのものの成立の可否を決定するようにしているとのことでもあります。

ところで、寒河江市の場合は、この間一定の改善が加えられまして、指名競争入札という制度そのものは変わりませんが、予定価格の事後公開や低入札調査基準価格などを設定したり、談合情報に対応するために公正入札の調査委員会での審査を行うなどが実施されているというふうに聞いております。

しかし、この間の寒河江市の入札結果を見ると、入札金額上限の予定価格に張りついたままの落札が圧倒的に多いことでもあります。私が調査したところでは、寒河江市の今年度の平均入札率、昨年4月からことしの2月まで、情報公開に基づいて調査をしたわけですが、この統計でありますけれども、予定価格に対して落札価格が98.21%という驚異的な数字が出ているのであります。また、1回の入札で決まらなくて数回にわたって行われた入札でも、1回目の最低価格入札者が最終回まで判で押したように最低価格を入れている。このことは、寒河江市の入札は、厳然と談合が存在しているということを示しているし、予定価格を隠して入札を行う意味がほとんどないということを示しているのではないのでしょうか。端的に仕事の分け合いというだけでなく、公共事業が単価的にも民間の工事に比べてずっと有利だからこそ、力のある業者が入札を談合で取り仕切っているのではないかという危惧の念がぬぐい切れないのであります。寒河江市のほとんどの入札が予定価格周辺に張りついているという高値安定で落札されていることは、入札制度そのものに談合の介在を許してしまうような制度的な欠陥があると言わざるを得ないのであります。

こうした状況を踏まえ、佐藤市長に質問をいたします。

過去に一度だけ条件付一般競争入札を実施しています。その後は「事務作業が煩雑だ」などを理由に中断しています。いわば行政側の都合でやめてしまったのであります。今、詳しく紹介したように、全国の例を見ても、条件つき一般競争入札の導入と、予定価格や直接工事価格の事前公表をセットで実施すれば、談合の排除と公共事業費の節減に大きな効果があることが明らかにされているのであります。このことをもっと真剣に、具体的に検討すべきときに来ているのではないかと、市長に伺いたいのであります。

佐竹敬一議長 質問者の了承を得て、ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時57分  
再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の質問に引き続き質問を許します。22番遠藤聖作議員。

〔22番 遠藤聖作議員 登壇〕

遠藤聖作議員 次に、通告番号の13番、チェリークア・パーク事業について伺います。

この問題についても、これまで多くの同僚議員が取り上げてきた経過がございます。今議会でも昨日の一般質問で安孫子議員が取り上げてまいりました。私も最近では、一昨年9月議会で質問を行っていますが、そうした過去の経緯を踏まえて市長に質問をいたします。

言うまでもなく、大型の観光事業の不振の全国的な傾向はこの10年来、長期にわたって続いているというのが現実であります。その根底に、底の知れない消費不況という経済の落ち込み、また、国民の観光、レジャーに関する志向の変化などが挙げられています。さらに、バブルの総決算とも言える金融資本の再編という深刻な事態の進行という厳しい現実も見逃せないのであります。こうした中であっても、佐藤市長は、昨日の答弁を伺う限り、クア・パーク事業についていささかの動揺も見せず、当初の計画どおりに進むということを表明しているのであります。

そこで、市長に以下伺います。

まず、事業全体の進行状況について伺います。

市長は、昨日も民活エリアへの参加事業者は、当初の計画よりは着工がおくれているとはいうものの、「横断道的全線開通に合わせて開業する」とか、「緑化フェアに間に合うように」という最終のタイムスケジュールに合わせて進行することでは一致していると述べていますが、今の経済と金融情勢を見る限り、決して樂觀を許さないのではないかとと思われるのであります。「民活エリアは、あくまで民間の自己責任で担ってもらおう」と市長は述べていますが、寒河江市は、周辺整備や条件整備に既に巨額の公費を投下していることや、民間の開業資金の一部に対して市や県が地域総合整備資金の融資を実行するという、また、チェリーランドの事業展開への損失補償という形で行政もその責任負担の一端を担っているということを考えれば、この事業の成り行きについて「民間の責任だ」とだけでは済まない事情があるのであります。

そこで伺います。

民間への地域総合整備資金の融資の実行に当たっては、金融機関の保証が前提になると、ふるさと財団の融資の規定には書いてありますが、その見通しはどうなっているのか、伺いたいと思います。

次に、中核施設の見通しについて伺います。

中国パールは、民活エリアの全体計画の中で「民活部分の中核施設を担ってもらおう」と位置づけています。クア・パークの基本構想では、民活エリアは、娯楽、楽しみとしてのエンターテインメント空間を創出するとしていて、具体的に、12.9ヘクタールの民活部分では、スパリゾート、ホテル、オアシス館などが計画されており、さきの議会答弁で、市長は「中国パールのクア施設は健康増進施設の任を担う」としてしています。

ところで、10年の6月議会での川越孝男議員への答弁、及び同じ年の9月議会での私への答弁でも、市長は「民活エリアは、平成12年春にオープンを目指す」としてきました。その目標から見れば、民活エリアの中心施設である中国パールのクア施設は既に完成していなければならなかったのであります。

今議会で市長は「現下の深刻な経済情勢、金融情勢のもとにあって着工を見合わせているが、平成14年完成ということでは民活に進出予定の業者は一致している」と見通しを述べました。

そこで、伺います。

14年開業までにクア施設としては最低どのようなものが完成するのでしょうか。また、1万坪という広大な敷地



の全体の利活用計画はどうなっているのでしょうか。

きのうの答弁でも、市長は「民間の計画はいろいろ検討されているようだが、市としては、民間のことなので、はっきりしたことは言えない」と言っています。しかし、中国パールが担うとしているのは、いわばクア・パークの民活部分の中核の施設であり、着工時期も含めてその中身を議会や市民に対して今もって明らかにできないというのでは、民活エリアの事業全体の構想にも重大な影響を与えるのではないのでしょうか。

また、各民間事業者は、スパリゾート、ホテル、オアシス館のそれぞれを担っていくことになると思いますが、どの事業者が何を担うのか、明確になっているのでしょうか。

さらに、王将などの進出断念後の敷地活用について伺います。

きのうも質問で出ていますが、新たな事業者の参入の見通しについて市長は触れていますが、本当にそれは実現するのでしょうか。あればそれでもよいのでありますが、もし新規参入業者の見通しが暗いのであれば、いつまでもその誘致にこだわらず、活用の方途を思い切って見直すべきなのではないのでしょうか。例えば、温泉権つきの分譲宅地への変更など、新たな情勢を受けて大胆な計画の変更、見直しも必要なのではないかと考えますが、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、緑化フェアについて伺います。

平成14年に実施予定の緑化フェアは、14年6月15日から8月11日までの58日間開催されることが確定しています。その事業費について、当初県が20億円、寒河江市、新庄市が各5億円拠出をして開催するとされていました。しかし、その後、開催地負担金の見直しで、寒河江市の負担は3億数千万円になるとされています。今回提案されている新年度予算にも、4,000万8,000円の予算が、「緑化フェア関係費用」として計上されていますが、開催地分担金のその内訳と、緑化フェアに関連する市の費用支出の総額は幾らになるのか、伺いたいと思います。

寒河江市のような市の立場から言えば、一時的なイベント開催費用としては決して少なくない金額と思います。建設省並びに都市緑化基金に対して開催費用の負担と増額を求めていくべきだと考えますが、市長の取り組む姿勢について伺いたいと思います。

さらに、ボランティアの大規模な活用など、可能な限り経費支出の削減に努力すべきだと考えますが、その推進と手法について伺いたいと思います。

以上で第1問を終わります。

佐竹敬一議長 市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 入札制度の見直し等についての御質問にまずお答えいたします。

条件付一般競争入札の導入につきましては、昨年12月定例会での一般質問に対する答弁の中でも触れておりますが、平成7年の6月にハートフルセンター建設工事の際、条件付一般競争入札を実施した経過があります。御承知のとおりでございます。この際は、入札の公告に始まり入札まで約1カ月を要することや、入札参加者の資格審査手続など事務量も多いことから、その後採用については見合わせている旨前回もお答えしております。

今回、議員から、横須賀市や座間市におけるところの入札制度改革の例を挙げながら、条件付一般競争入札の導入に取り組めないかとの御質問でございますが、制度導入した場合、公告によって不特定多数の者を誘引して入札によって競争させるため、確かに指摘されるように平均落札率が下がるのではないかと、あるいは入札差金が拡大するとか、あるいは事業費の削減につながるというようなことも考えられます。

しかし、寒河江市のような狭い経済圏の中では、工事発注に関して不特定多数の市外業者あるいは県外業者に受注機会を拡大するという事は、現段階としましては、地域経済を混乱させることの懸念の方が大きいのではないかなと思っております。地元企業の育成を含めまして地元経済の活性化というものを図ることは、地方公共団体としての重要な施策であるわけございまして、さらには、契約の確実な履行を図る観点からも、地理的条件というものも考慮に入れる必要のある場合もあることを考え合わせなければならないと思っております。

また、周囲市町村においても、一般競争入札の実施例が少ないことや、本市において過去に実施した経験からしましても、事務が煩雑であり、制度化するためには事務体制の見直しも考えなければならないなど、課題も多くあることから、まだ条件がそろっていないものと考えております。

それから、本市の11年度の入札結果に関連いたしまして、入札価格に張りついた落札が圧倒的に多いことや、初回の最低価格入札者がその後の2回、3回の入札に際しましても最低価格で入札しており、最終的に落札しているとの御指摘がありました。このことでございますが、入札参加者がそれぞれ工事費について積算し、落札の基準である予定価格を意識しながらも、利益幅をどこまで切り詰めるかというようなものを判断しながら、他の入札者との競争の中で入札した結果ではなかろうかと思えます。いずれの段階の入札におきましても、受注することに意欲のある業者が低い価格を提示しているということは、これはあり得るものと考えられます。

それから、予定価格についてでございますが、取引の実例価格、受注の状況、契約履行の難易度、数量の多少、履行期間の長短などを考慮して定めるものと考えられており、この予定価格に対して落札率がどの程度であれば競争性があったというようなことは、非常に判断しにくいのではないかなと思っております。

それから事前公表、予定価格や直接工事価格の事前公表が経費節減に大きな効果があるのではないかと、検討すべきでないかということでございますが、これにつきましても、昨年12月定例会で答えておるわけでございますが、全国的には実施例があるということで見解の分かれるところでございます。入札前に予定価格がオープンになることから、入札参加者の真剣な見積もり努力というものを喪失させる可能性があること、予定価格の近辺への入札価格の集中のおそれがあること、また、金額があらかじめわかることから、かえって談合を助長したり、協定価格に利用されるおそれがあるなどの懸念も依然としてあるのが一般的な認識ではないかと考えております。本市を含めほとんどの自治体が採用しておりますところの指名競争入札制度の中では、特に予定価格に近い高値で張りつくことなども想定され、競争を通じて納税義務者の利益を最大限に実現するという競争契約制度の実が失われるものと考え、事前公表については慎重に対応すべきものではないかなと思っております。

本市の入札契約制度の見直しにつきましては、その手続の透明性や公平性、公正性を高めるため、国、県の実施例に倣いながらも、格付による入札参加業者の指名や発注標準の設定を行うとともに、予定価格の事後公表や低入札調査基準価格の設定、また、談合情報への対応といたしまして、公正入札調査委員会を設置するなど、改善に努

めてきたところでございます。御案内かと思えます。

今後いろいろ改善策として考えられるわけでございますけれども、大規模な建築工事に限っては条件付一般競争入札の採用も検討したいと思えますし、特殊な工事等の場合を除きましては現場説明を廃止することや、これまで原則3回まで行っていた入札回数というものを2回に減らすことの検討、また、指名停止の期間を延長することなどによりまして、談合等の不正行為を防止することなどによりまして、より一層の入札制度の改善に努めていきたいと考えておるところでございます。

次に、クア・パークの件についてお答え申し上げます。

まず、全体像の中からでございますので、順序は逆になるかと思えますが、申し上げたいと思えます。

温泉と山形自動車道及びサービスエリアを利活用したところのチェリークア・パークの実現は市民の悲願とするところでございますし、本市にとりましても、本県にとりましても大いに期待されているものでございます。

平成5年3月に本市の新しい魅力づくりのためのプロジェクトとして、チェリークア・パーク基本計画を策定しました。この計画は、優良な観光施設、あるいは文化・健康施設、及び河川公園というものを風光明媚で温泉のある最も交通至便の地に設けるものとしたのでございます。御案内のように全体をアメニティー空間（快適な空間）の創成といたしまして、その中にエンターテインメント空間（娯楽の空間）を民活事業者が担当しまして、安らぎ・くつろぎの空間というものを公共が担当すべきであるとしておりました。この基本計画が現在進められておりますところのクア・パークの指針となっているものでございます。クア・パーク実現に向けまして、さまざまな角度から関係機関と、そのときどきの情勢を踏まえ、実現に向けて検討いたしてきたのでございます。

やすらぎ・くつろぎの公共空間といたしましては、現在最上川ふるさと総合公園として整備され、順調に進捗いたしております。民活エリアについては、クア・パークの構想に賛同した事業者が参画し、平成6年9月に民活エリア開発推進連絡会を発足し、7年を経過しておるわけでございますが、その間、実現に向けて協議を重ねてきたわけでございます。参画者はそれぞれの道のプロの方々でありまして、特に経済情勢あるいは金融情勢の分析、対応というものを考慮しながら、クア・パークの実現に向けてみずからの経営理念のもとにおのおの進められておるわけでございます。市が無理に計画を進めていると、そういうことではございません。現在の金融情勢というものが極めて厳しいことは、市も事業予定者も認識しているわけございまして、そうした状況下にありますと、ことしの2月に開催されました「民活エリア開発推進連絡会」におきまして、各事業者全員統一した意思のもとで、遅くとも平成14年の全国緑化フェアまでには一斉に立ち上げるということで確認されたところでございます。

また、金融機関からの融資の可能性ということでございますが、金融機関からは、チェリークア・パーク整備事業というものは、地域活性化の拠点といたしまして、寒河江サービスエリアと県が整備を進めている最上川ふるさと総合公園と、民活が整備する宿泊施設等が一体となり、開かれたサービスエリアを活用したSA・PAを活用しました「地域拠点整備事業」として御理解を得ているところでございます。このチェリークア・パーク事業というものは、市としましても、山形県にとっても極めて重要なプロジェクトであり、これまで金融機関にも足を運び、側面からの御協力、御支援をお願いしてきたところでございます。

こうした状況であります。クア・パークを整備するということで雇用の創出、本市産業の活性化が大いに期待されることになり、市民が望むところの21世紀に向けたところの寒河江市の新しい顔が生まれてくるものと考えておるところでございます。民活エリアの宿泊機能、あるいは温泉を利用したところのスパ機能、そして地域の物産販売、あるいはレストランといった機能を設置するという基本的な考えは変わっていないところでございます。

また、残りの2区画の誘致のめどはどうかというような御質問もあったわけでございます。

昨日も安孫子議員の質問にお答えいたしましたとおりでございます。現在まで県内外からの問い合わせ、引き合いがあるわけでございます。まだ誘致決定に至っていないところでございますが、より早い時期に誘致できるよう努力してまいりたいと考えております。

それから、地域総合整備資金の融資とのかかわりのお尋ねがございました。

地域総合整備資金の貸し付けに当たりましては、債務者と連帯して市に対し銀行が保証することとなっておりますが、その保証の見通しでございますが、クア・パーク事業について理解を得ているところであり、この地域総合整備資金の貸し付けについては、地域総合整備財団が調査・審査に当たり、それを経て貸し付けが決定されることとなります。金融機関の保証についても、このことに対しましては御協力をお願いしているところでございます。

それから、中国パールのことについてのお尋ねでございます。

この件でございますが、これまで説明してまいりましたように、中国パールは寒河江中央工業団地に進出した折、地元貢献したいというような考え方からクア・パーク計画にも賛同していただき、参画を決定したものでございます。健康増進施設としてのクア施設を基調に露天ぶろあるいは各種ぶろ、そしてレストランを併設するという計画でございます。1万坪を活用した将来構想については、経営戦略等を踏まえてあらゆる角度から検討されておると聞いておるところでございます。市としましては、気軽に利用しやすい施設、温泉を生かした施設、そして駐車スペースを十分確保していただく旨要望いたしておるところでございます。

次に、緑化フェアについてのお尋ねがございました。お答えいたします。

全国都市緑化フェアは、我々一人ひとりが緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、ふやし、育てるため、「緑豊かなまちづくり」、そして「窓辺に花を。暮らしに緑を。あしたの緑を今つくろう」ということを全国統一テーマに開催するものでございまして、公共公益施設、一般住宅などの緑化を含めた総合的な都市緑化というものを幅広く、かつ積極的に推し進めるための契機としようとするものでございまして、生活に楽しさと豊かと華やかさをもたらす国民の花の祭典として、国際的な交流も織り込みつつ、将来にわたって都市緑化を推進するため、昭和58年より毎年、全国各地で開催されているものでございます。

第19回の「全国都市緑化やまがたフェア」については、御案内のとおり、本市の最上川ふるさと総合公園と、新庄市の最上中央公園を主会場に、平成14年の6月15日から8月26日までの73日間で、寒河江会場は6月15日から8月11日までの58日間、新庄会場は6月30日から8月26日までの58日間開催されます。総合開会式は寒河江会場で、閉会式は新庄会場で行われます。期間中の入場者数は50万人を目標とする大きなイベントでございます。

この緑化フェアの運営実施については、行政機関、経済団体、緑化関係団体、及び市民団体など、各界各層からの幅広い参加、協力を得ながら、主催者である山形県、寒河江市、新庄市、そして財団法人都市緑化基金において、全国レベルでの「(仮称)第19回全国都市緑化やまがたフェア実行委員会」をことしの5月上旬に設立いたしまして、平成14年度本番に向けて一連の準備を進めてまいることとしております。主会場となる本市においても、「全国都市緑化やまがたフェア」を開催するに当たり、会場周辺はもとより寒河江市全域におけるハード・ソフト両面の関連事業展開を図ってまいりたいと考えております。

緑化フェアは、国家的イベントとして位置づけされており、本市を内外に広くアピールする絶好の機会ととらえ、市民挙げて魅力と感動に満ちた祭典とし、花と緑のまちづくりを一層推進し、ボランティア活動の輪を広げ、定着させるとともに、花卉産業の生産向上と活性化、フェア特産品の開発などにより、多くの会場地効果を生み出してまいりたいと考えております。そのため、市民各界各層から参加・協力をお願い申し上げ、「(仮称)全国都市緑化やまがたフェア寒河江市推進委員会」をことし夏ごろまでに立ち上げるとともに、実働部隊となる庁内組織、「(仮称)全国都市緑化やまがたフェア寒河江市推進本部」についても設置してまいりたいと考えているところでございます。

現在は、先ほど申し上げましたように、ことし5月に「第19回全国都市緑化やまがたフェア実行委員会」を設立するまでの間、山形県副知事、両市助役、県の土木部長、及び財団法人都市緑化基金専務理事による実行準備委員会において準備作業を進めておりますが、この準備委員会において、総事業費、負担割合、主催者負担金、入場料の有無等について協議し、その内容を主催者間で合意いたしているところでございます。

総事業費については約24億円、そのうち主催者負担事業費としましては22億円としまして、主催者おのおの負担割合につきましては、先催県の例に倣い、都市緑化基金1,000万円、残りの経費を県が3分の2、市が3分の1

とし、その結果、県が14億 6,000万円、本市と新庄市がおのおの3億 6,500万円となっているところでございます。

また、入場料については、緑化フェアの趣旨を多くの人々に理解してもらい、何回もフェア会場へ足を運んでいただくため無料と考えているところでございます。

それに関連しまして、まず、開催費用の使い道とその内訳についてでございますが、主な内容について申し上げますと、一つ目には、会場建設費として約11億7,000万円、これはテーマ花壇、都道府県花壇、県民・市民花壇及び小・中学校花壇などの修景施設整備費と、屋内テーマ展示及び屋外テーマガーデンの施設整備費と、催事ステージ、それから催事広場、催事パビリオンなどの催事施設建設などでございます。

二つ目には、行催事として約2億円、これは、体験型催事やエンターテインメント催事などでございます。

三つ目には、会場運営費として約2億 6,000万円、これは、会場運営スタッフ費やボランティア対策費、警備員費などでございます。

四つ目としましては、主催者花壇やテーマ館などのテーマ展示として約3億 5,000万円などでございます。

この経費に対しまして、開催費用についての御負担につきましての御質問もございました。

「全国都市緑化フェア」の開催につきましては、都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及を図り、都市緑化を全国的に推進し、緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的としまして建設省が提唱し、その趣旨に賛同、開催を希望する都道府県が招致いたしまして、建設大臣の開催承認を得て財団法人都市緑化基金及び地方公共団体が開催することになっております。寒河江市といたしましても、招致に努力したところでございます。

国の支援としましては、建設省は、緑化フェアの提唱者として、直接的な緑化フェアの開催費用の補助でなく、会場地となる都市公園整備やその周辺のアクセス道路などの社会資本整備に支援していくことになっております。また、都市緑化基金としましては、これまでの先催におきましても1,000万円の負担としているところでございます。この都市緑化基金は、民有地の緑化活動の醸成・活性化を図るため、民間からの募金などを財源としまして、都市緑化の推進等に関する事業として全国規模での緑化の啓発活動や都市緑化等に関する調査研究と、地域に根ざした緑化活動、またはこれらの助成を行う公益法人でございます。

このようなことから、国からの重点的な支援によりまして、緑化フェア会場地となる最上川ふるさと総合公園におきまして短期間に公園と建築施設の建設に向けて、いわゆる箱物施設の建設について整備が図られていくことになっております。

また、都市緑化フェア会場周辺の整備につきましても、国からの重点的な支援によりまして、アクセス道路としての市道南高瀬山線、それから市道島落衣線、同じく市道柴橋平塩線、山西線などの道路整備事業、寒河江駅前土地区画整理事業の整備、沼川のふるさとの川整備事業、最上川の水辺空間としての「水辺プラザ」の整備事業、県道の歩道整備としての「やさしいまちづくり事業」など、総合的に整備促進が図られていくことになっております。

また、この緑化フェアを開催するに当たりまして、主催者負担金などの財政支出が出てまいります。これらの費用につきましては、特別交付税の特殊財政需要としてより多く認めていただけるよう、県を通じて強く要望してまいりたいと思っております。

次に、経費をなるべく少なくするという努力をも払っておるわけでございます。今、申し上げましたように、全体事業費についてでございますが、当初は、先催県の事業内容から事業費を算出し、当初概算事業費として約37億円としておりましたが、厳しい財政状況を踏まえ、最少の投資で最大の効果を上げるべく検討してまいったところでございます。さきに策定されました「やまがたフェア基本計画展開方針」に基づきまして、脱博覧会、県民総参加、田園都市ならではの緑化フェア、それから4番目には、全県展開など、過去の例にとらわれない事業内容の見直しと縮減を図った結果、総事業費は主催者展示、都道府県花壇、協賛事業なども含めまして約24億円となっているところでございます。

また、会場のハード整備につきましても、公園事業と十分連携、調整をとり、効果的な整備を進め、実行委員会

としての費用の縮減を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

削減ということと、またボランティアの活用というようにお話がございましたが、この緑化フェア開催が、市民参加によりまして都市緑化の推進に結びついていくよう、市民、企業、行政が一体となったグラウンドワークの手法による花壇の出展、一般市民が参加するコンテナガーデンなどへの出展や、会場運営ボランティアとして案内や介護サービス、通訳サービス、清掃・衛生管理や植物管理などに携わっていただくための参加や、会場周辺や主要道路沿いなどの地域における緑化ボランティア活動、児童生徒自身が花などの管理育成などに取り組む小・中学校の緑化ボランティア活動など、さまざまな場面に市民の参加を求めてまいりたいと考えております。

また、これらのボランティア活動につきましては、一過性のものとせず、花と緑を通じての仲間づくり、寒河江市のまちづくりへとつなげていくため、小中学生からお年寄りまでの幅広い年齢層からの積極的な参加を得て、行政と市民が一体となった組織づくりや育成などを推進してまいりたいと考えております。

以上申し上げましたが、全国都市緑化フェアのような全国規模で、しかも2カ月余りの長期にわたるイベント実施は、本市ではこれまで経験したことのない大イベントでございます。しかしながら、この事業の成功は市民にとって大きな自信につながるものであり、来る21世紀の限りない本市の発展に大いなる財産となるものと思っております。

また、この緑化フェアを通して本市を内外に広くアピールする絶好の機会であり、市民挙げて魅力と感動に満ちた祭典とし、21世紀に向けた花と緑のまちづくりを一層推進するとともに、多くの市民がこのフェアでの体験を通し、花と緑に対する理解と愛情をはぐくみ、都市緑化を実践する契機となることを願い、フェア開催による緑化活動が一過性とならないよう、終了後においても「花と緑、せせらぎで彩るまちづくり」の活動の進展を図るため、この緑化フェアを成功させてまいりたいと考えておるわけでございます、一層の御協力をお願いする次第でございます。

以上でございます。

佐竹敬一議長 22番遠藤聖作議員。

遠藤聖作議員 お互いに大変時間を使ってしまいまして、残りが余りないようであります。それで、一つは入札の問題でありますけれども、市長は、一つは、条件付一般競争入札を導入する際の問題点として、事務量が煩雑だ、それから期間が長くかかると。それから、地元業者の育成には支障を来すのではないかと、地域経済を混乱させるのではないかと、そういうふうに条件がそろっていないというようなことで、非常に否定的な御意見を申されています。

しかし、だからこそ条件付きの一般競争入札でありまして、独自の条件を幾つかつけることによって、そういう懸念はかなり解消されるというのがやり方としてはできるということでもあります。ですから、その手法をどのようにとっていくか、その検討をすべきでないかということなんでもあります。現在でも、市外の業者が寒河江に支店があれば入札指名には参加されておりまして、大きい工事なんかはかなりとっているようであります。ですから、それだけを問題にするのではなくて、地元業者を育成しながら、同時に一般競争入札も検討していくというようなことが可能であります。

一方、現在の寒河江市の入札の状況はどうかといいますと、先ほど余り言わなかったんですが、実は100%、いわゆる予定価格どおりの落札というのが3件、それから、99%から100%未満というのが34件、これは見積もり合わせ等もありますので、実際に入札が行われたやつが97件ありまして、その中の数でありますけれども。それから、予定価格に対して98%から99%未満、これが24件、これだけで、半分以上の工事が98%から100%の間で落札されている。これで全体として平均がこうなるわけですけれども、37%の工事が99%から100%の間なんです。つまり、予定価格が予定価格でないというか、嚴重に管理されて秘匿されているはずの予定価格が、ほぼ100%近い競った金額で、1,000円とか1万円ぐらいの範囲内、誤差で、ほぼ正確に入札されているというのが寒河江市の入札の実態なんであります。

なぜこうなるかというのはいろいろな意見があると思いますけれども、一つは、業者の積算能力が非常に高くなったということもあります。しかし、同時に、もう一つのデータとして、年間3件以上の工事を落札した業者が14社あります。これは全体の仕事量の54%、金額で50%の仕事量をたった14社で寒河江市の発注する事業を請け負っています。これは一体どういうことか。しかも、さっき言ったように、予定価格そのもの、あるいは予定価格に1万円か1,000円ぐらいの範囲内でどんぴしゃり当てて仕事をとっていると、これでは指名競争入札の精神が内部から崩壊しているのではないかというふうに私は見るわけであります。そういう点を問題として感じないような当局者であれば、これは当局者自身が問題だと私は思います。こうした事実を見た場合、何らかの改革、改善をすべきでないか。いろいろな理屈を言う前に、こういう現実の上に立って、では、どうすればいいのかというふうなことを考えるべきでないか。

横須賀市も座間市も、担当者が「談合は防げない」と言っていました。それから「悪意でなくて善意で、市の担当者から何らかの形で工事情報が漏れていくということもあり得る」ということを言っていました。だから、「それを前提にして行政は入札制度を変えていく必要があるんだ」ということを言っていました。「そのためには、予定価格の公開と条件付一般競争入札をセットにする以外にないんだ」ということも言っていました。どちらが欠けてもだめだと。

市長はいろいろ懸念を表明していました。例えば「予定価格を公表すると、それこそそれに接近する入札が行われるのではないか」というふうな懸念も表明されましたけれども、実際にやっているところでは、実はそうではないんですね。つまり、一般競争入札と併用することによって、その予定価格が予定価格でなくなるというのが、これが現実なんです。非常に競争が激しくなって、しかも、「この仕事ならこれでやれる」という率直な業者の意向が入札に反映されているというのが現実であります。だから、そういう先進的な例をもっと調査して、勉強して、そして、寒河江にふさわしい入札のやり方を考えてみる必要があるのではないかと。むろん、地元業者を大事にすると、

そういう条件付入札のやり方もあります。そういうことも含めて検討を加えていく。そういう意欲がないところにこの問題は一步も前に進まないんです。そういう点では、市長の再認識を改めてお伺いしたいというふうに思います。

それから、クア・パークでありますけれども、ほとんど時間がないんですけれども、やはりきのうの答弁とほとんど変わらないということで、一つだけ、中国パールは、本当にこの中核施設を担うという心意気を持ってやろうとしているのかどうかです。それが一つ。

それから、地域総合整備資金の融資に当たって金融機関の保証が必要だということは明確なんですけれども、すべての整備資金の融資に当たって、金融機関はそれぞれの業者の借り入れに対してきちんと保証することを約束しているのかどうか。その2点、このクア・パークの問題についてはお聞きしたいと思います。

緑化フェアの問題は大変大きなお金、「大したことはない」と言うかもしれませんが、3億6,000万円、これは私たちから見れば途方もない金でありまして、これを大切に使って成功していただきたい。それには、この緑化フェアの精神が本当に市民のものとなるためにも、ボランティアを最大限活用するような、そういう計画を今から立てていただきたい。そうでないと、ただ金を使って、しかも、ちょうど6月15日オープンといいますと、さくらんぼの最盛期なんですね、寒河江の場合は。そうでなくても通常そのころというのは観光客があふれるときなんです。そういうのと緑化フェアのオープンが一緒になってしまったということで、労せずしてお客さんは来るという時期の開催でありまして、もう少し寒河江市民の視点に立った緑化フェアの進め方等も検討していただく必要があるのではないかと私は思います。交通渋滞ばかりひどくて市民の暮らしまでおかしくなるような、そういう開催の仕方ではまずいと私は思います。そういう意味でも、緑化フェアに対する意識の高揚、ボランティアの幅広い活用、この点での努力をぜひお願いしておきたいと、これは要望にとどめますけれども、前の二つについて答弁をお願いしたいと思います。



佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 この入札制度等の改善というようなことは、これは市民が納めたところの税金とのかかわりということが当然出てくる問題でございますから、これが公正に行われまして、そしてまた効率的な、そして不正のないようなものにしていかなければならないということでございます。そのようなことからしましても、入札システムの改善に努めてきたところでございますし、先ほども努力してきた何点かのことを申し上げましたわけでございますけれども、議員がおっしゃるようなことをすぐというわけにはまいりませんし、そしてまた先ほど申し上げましたように、いろいろな懸念と申しますか、反対とすべきような論点も出てくるわけでございますので、それらをやはり十分見きわめながら取り組まなければならないと、こういうことを感じておるわけでございます。それで、先ほど最後に申し上げましたような四、五点ほどの改善策というものを導入しながら、この入札制度というもののより一層の改善に向けて努力していこうと、こう思っておるところでございますし、今後ともこれらにつきましては、十分検討と勉強は重ねてまいらなければならないと、このように思っております。

それから、スパの中国パールの問題でございますけれども、先ほども申し上げましたように、やはり中国パールといたしましても、あらゆる角度から、あらゆる経済情勢などともならみ合わせながら、順次進めてまいろうというような気持ちであると伺っておるわけでございますので、その姿勢と努力というものにつきましては変わらないものと、このように思っております。

それから、金融機関との総合整備資金、市が融資しておるわけでございますから、それらについて存分に金融機関との連携がとられておるのかということでございますけれども、この辺につきましては十分、地域総合整備財団なり、あるいはメインバンクとの連絡をとりながら、クア・パークについての御理解も得ておるわけでございます。そしてまた、市におきましても、十分納得のいくような説明なども申し上げて御理解を賜っておるという中でございます。今後とも、このクア・パークに対するとおる事業に対してのさらなる理解と協力を求めていくことの努力は重ねていこうと。これは市といたしましても、あるいはこれを整備しておる民活エリアの方々も、そういう気持ちで一緒になって金融機関等々に当たらなくてはならないと、かように思っておるところでございます。

以上です。

佐竹敬一議長 22番遠藤聖作議員。

22番遠藤聖作議員 さっき5点、低入札価格の調査、それから現説の廃止、入札は2回まで、あるいは指名停止の期間の延長というようなことをやっているから、そういう努力は見てほしいというふうな話がありました。しかし、肝心の、いわば入札制度の目玉である、魂であるところの入札そのものが機能していないと。寒河江市の場合は競争性が失われていると、これは統計的に、去年1年間の数字を見ただけでも明らかであります。こういう現実から出発する必要がある。ですから、低入札価格調査といいます、これは過去に1回でもやったことがあるのか。そんな低入札で応札したことがあったのか。恐らく1件もないと思います、去年について見ますと。私の見たところでは、最低で80何%ですから。こういうあり得ないことを想定して、「こういう制度をつくったから、入札制度の競争性を守るためにやっているんだ」というふうな理由にはならないと思います。

それから、地元業者の育成ということと入札制度の改善ということを何か対立したもののようないい方をしますけれども、そんなことはないんです。幾らでもそういうことを守りながらやっていける方法があるんです。そういうことを学ぼうとしないと、ここに市長の政治姿勢の問題があるのではないかと。そういう点では、私は強くそのところを言いたいのであります。もう少しまじめにこの問題を検討していただきたい。

横須賀では、インターネットまで使って工期の短縮をやっている。寒河江にはなじまないかもしれないけれども、その自治体、自治体特有の、あるいは条件を生かした改善策というのは必ず出てくるはずなんです。そういう努力をまず市長以下担当者がするということがなければ、幾ら議会で言ってもそれは通じない。「馬の耳に念仏」という言葉がありますけれども、そういう点での取り組み、努力をぜひ強く要請したいというふうに思います。

それから、クア・パークの件については、これ以上話が進みませんが、新しい業者が王将跡地に来るといのであれば、もう少し議会にも市民にもわかりやすく、早目に情報を提示すべきでないか。何だかわからないけれども、いつまでもあそこが更地のままになっているという状態は、精神衛生にも非常によくない、市民にとっても。14年に一体どういうものができるのかというふうなイメージすらわからないという状態のままで、もうあと残り2年という時点に今入っているわけでありまして。そういう点では、もう少し情報を市民に率直に伝えていくという努力を当局にはお願いをしたい。

入札の問題については、もし市長、御意見があれば答弁をお願いしたいと思います。

平成12年3月第1回定例会

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 いろいろ御指摘もありましたし、私の考えも申し上げたところでございますので、議員のおっしゃるところも十分勉強させていただきたいと、このように思っています。

## 川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号14番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 「本当にいいんですか」念を押す部下を「いいんだ」の一言で押し切る本部長。トップの意向を絶対視し、暴走を食いとめられない上意下達の警察組織の危うさが改めて浮上。これは神奈川県警覚醒剤使用握りつぶし事件の初公判を報じた新聞報道であります。そして、元本部長は、「間違った職場愛からくさいものにふたをする習慣が身についていた」と深々と頭を下げた。また、元警務部長は、「上司に意見を言って、その上で指示されれば従うしかなかった。今思えば、本部長ともっと意思疎通をすべきだった」と悔やんだ、と報じられました。

まさに現場の職員が率直に物が言えない、現場の声が届かない職場では、自浄作用が働かないばかりか、腐敗の温床になっていることを示すものであります。そうさせないためには、トップの姿勢を正すことと、職員の意識改革の重要性を痛感した出来事であります。対岸の火事として見過ごすことはできないのであります。

「市民に開かれた市政を」標榜する佐藤市政がさらに民主的に運営されるよう期待を込めて、通告している政治姿勢について、社民党・市民連合の一員として幾つかの観点から質問いたしますので、市長の率直な答弁を求めるものであります。

まず第1に、積極的な情報公開と個人情報保護条例の早期制定についてであります。

情報公開条例は、幾ら立派でも、職員にとっても、利用する市民にとってもわかりにくく、利用しにくいものであってはなりません。今議会に手数料条例の全面改正が提案されており、情報公開に関する写しの交付手数料は、現行の「1件1枚につき400円、ただし、1枚増すごとに50円を加える」というものを、「1枚につき10円」に改正するというものであり、私どもが以前から提案してきた内容であり、全面的に賛意を表するものであります。

しかし、遅きに失した感も否めないであります。私たちの提案を受けとめてもっと早く改正をしておいたなら、告発事件や職員の処分は避けられたものであり、残念でなりません。しかし、犠牲を払ったものの、今後は利用する皆さんの負担が軽減されると同時に、職員の皆さんもこれまでと違って、枚数掛ける10円ということで非常にわかりやすく、安心して仕事ができるものと思います。私にとってこのことが一番うれしく思うところであります。これからは、公開度を高められるよう、運用面での特段の改善を期待するものであります。

私は、真に住民に信頼させる民主的な住民自治を確立するためには、住民の知る権利と住民のプライバシー保護の両方が保障されなければならないと思うのであります。そのようなことから、12月議会において個人情報保護条例の制定を求めたわけではありますが、市長の答弁は、「既に制定されている寒河江市情報公開条例では、個人生活事項について特定の個人が識別され、または識別され得る情報は、原則として非公開となっている。また、寒河江市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例でも、特定の個人が識別される情報を非公開とすることとなり、これを遵守し、個人情報の保護に努めてまいりたい。さらに、国の法制化もまだ先のことと思われるので、新たに個人情報保護条例を制定することは考えていない」というものであります。

しかし、この二つの条例では、個人のプライバシーは守られないと私は指摘をしたいのであります。なぜかといいますと、情報公開条例は、実施機関が保有している情報をプライバシー保護に配慮した一定の条件のもとで公開することを定めたものであります。それに、電算組織の運営に係る個人情報保護条例は、電算組織に記録されている個人情報を対象に保護するものであります。ところが、介護保険の認定審査事項でも明らかなように、プライバシーにかかわる多くの個人情報が新しく収集されています。しかし、電算組織に記録されない限り、どういう情報が収集されているのかをチェックし、プライバシーを守る制度上の規定がないのであります。

そこで、個人情報収集時のプライバシー保護の規制が重要になってくるのであります。そのために、多くの自治体では、電算組織の運営に係る個人情報保護条例にかかわって、自治体が保有する個人情報の開示、訂正及び削除を

請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の収集の制限などをも含め、適正な取り扱いを定め個人情報保護条例を制定しているのであります。市民の基本的な人権であるプライバシーを守るためには、情報公開条例と個人情報保護条例は一对の政策であります。ぜひ早期に個人情報保護条例を制定すべきと思いますが、改めて市長の御見解をお伺いいたします。

次に、市民生活に密着した道路や側溝などの整備のあり方についてお伺いいたします。

12月議会での遠藤議員の質問に、市長は「市単独の道路改良事業、舗装、側溝整備、用悪水路整備については、予算の枠内で緊急性、効率性、効果の度合いなど総合的に判断をし、決定している」と言われています。また、以前に私がただしたときには、これに加えて条件整備の度合いや地元の熱意が強調されていたことからすれば、改善されてきているとは思われます。

しかし、市民の方々から、「要望して10年以上たつのにどうなっているのか、全然わからない」とか、「関係者の同意書も付して要望し、年数回ずつ市役所に足を運んでいるのに、見通しも明らかにしていただけない」といった声も聞くわけであります。

そこで、単独事業の整備予定となる道路改良、道路舗装、側溝整備、用悪水路整備など、それぞれの事業ごとに要望が提出された時期の早い順に整理簿で処理し、これを公開すべきと思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

また、市単独事業で整備を予定している要望箇所の件数は、それぞれの事業ごとに何件ずつあるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。また、それらの要望が最も早いのは何年たっているのかもあわせてお伺いをいたします。

次に、市の顧問弁護士を選任についてお伺いいたします。

現在、どなたとどういう契約をなされているのか、その契約内容を明らかにしていただきたいのであります。また、いつからどういう基準で顧問弁護士を選任されているのか、また、どういう活用をしているのかについても、あわせて御答弁いただきたいと思えます。

次に、佐藤市長の後援団体に対する政治献金についてお伺いいたします。

このことについては、以前、内藤議員や遠藤議員も質問されてきたところであります。さきごろ「寒河江見張番」というものが新聞折り込みになりました。それによりますと、「平成6年に佐藤市長の後援会である『21世紀のふるさとを創る会』へ八幡屋酒造から30万円の献金、平成7年度に六誠会へ月山酒造から30万円の献金、平成8年に八幡屋酒造社長の鈴木謹也氏から六誠会へ50万円、P A O 2丁目ビル所有者の寒河江開発から5万円の献金があった。前商工会長である鈴木謹也氏は、佐藤誠六市長後援会の会長である」と書かれています。この内容が事実かどうか、お伺いいたします。また、このことについての市長の見解もあわせてお尋ねをいたします。

さらに、寒河江市が12.5%出資し、佐藤市長、松村助役が取締役に就任している第三セクター月山観光開発株式会社からの20万円の政治献金については、後援会の担当者が知らないで受け取ったもので、政治資金規正法に違反することがわかった時点で返金していたことが明らかにされております。しかし、政治資金規正法では、知らないで受け取った場合、受け取った側は違反にならないそうではありますが、寄附をする側は、知らなかったとしても法に反するのであります。だから、返金しているわけであります。

したがって、違法な献金をした第三セクターの取締役である市長並びに助役は、違法な献金をさせた第三セクターの取締役として商法違反になるのではないかと、前に内藤議員もただしているわけでありますが、それには「取締役会で話題にはならなかった」と的外れな答弁をなされているのであります。取締役である佐藤市長自身の後援団体になされた政治献金が、知らなかったということで商法に抵触しないのかも含めて市長の御見解をお伺いしたいと思えます。

不都合なことは答えない、身内に甘い、まさに政治姿勢の問題であり、改めてこのことについての市長の見解を明らかにしていただきたいと思うのであります。内藤議員への答弁に際して、顧問弁護士と相談されて答弁されて

おったのかもあわせて、この際、お答えをいただきたいと思います。

次に、P A O 2 丁目ビルについてお伺いいたします。

P A O 2 丁目ビルの取得については、実施計画にもなかったもので、昨年10月に議長あてに陳情が出され、議会としては、種々論議の末、異例の5項目から成る附帯決議を付して採択した経過があります。ところが、2月18日にマスコミ報道されているのに、議会に対する説明などは一切ありませんでした。本会議に提案されている12年度当初予算に3億7,700万円の予算を計上されているわけですが、このことに対する2日の質問の答弁すら極めて不誠意なものであり、議会軽視と指摘をしなければなりません。

市民の方々は大変な注目をいたしております。予算を審議する議会が、市民の負託にこたえ得る十分な審議をするためには、議員や議会の努力と同時に、当局の誠実な協力がなければ不可能であります。議会審議における資料の提出なども含めて、当局の誠意ある姿勢を強く求めてお尋ねをいたしてまいりたいと思います。

一つには、12月議会で、「P A O について正確な論議を進めるためには、当局で持っている情報を公開すべきであり、今回は相手からも了解を得られるのではないかと、そう思うので、市長からもぜひ相手の方に申し出ていただきたい」という指摘に対して、市長は「相手につないでおきたい」と答えられているわけであります。その結果、相手との話はどうであったのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

そして二つには、新聞報道によりますと、夏ごろオープンというふうに報道されたわけでありますが、今後のスケジュールはどのようになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

3点目には、権利関係はきれいになったと、2日に答弁されているわけでありますが、いつの時点で整理されているのか、いつ確認されたのか、明らかにしていただきたいと思います。

そして、四つには、新聞報道では「土地、建物取得後に改造する」というふうなことが報道されていますが、どういった改造をするのか、その予算額はどうなるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

そして、五つ目には、管理運営費については、幾らかかると予想されているのかも明らかにしていただきたいと思います。

六つには、所有者の経営状況については、法人の情報であり、信用にかかわるもので明らかにできない旨の答弁がなされました。しかし、経営状況について、当局自体は既に把握をされているのかどうか、明らかにしていただきたいと思います。

以上、市長についての質問をいたしたわけでありますが、明快な答弁を期待いたしまして、第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 御質問にお答えいたします。しかしながら、質問につきましての具体的な通告というのがなかったわけございまして、ただ項目についての通告だけでございまして、私の方でも、想定した質問で用意するほかないものでございまして、そんなことから、今の御質問に対して十分に、すべてが回答できますかどうかということはありませんけれども、まず回答申し上げたいと思っておりますが、このように通告もなされないようでは、もう議会と執行部との信頼関係というものが欠けてくるのではなからうかなと、こうまずもってお話し申し上げたいところでございます。

情報公開手数料の見直しでございますが、これにつきましては、市といたしましては、いろいろ検討してまいったところでございまして、国の出方というものも待っておったわけございまして、手数料の性格というものを実費なのか、あるいは実費程度なのか、手数料的なものか、そういうことからいきましてもいろいろ見解が、国の段階におきまして議論されておるということでございまして、それらの国の法律あるいは施行令というものを待っておったことも確かでございますので、市なりに検討を重ねておいて、今回の条例改正ということに持っていったところでございます。

それから、情報公開度を高めることにつきましては、これまでも努力を重ねまして食糧費の範囲を広げましたり、あるいは交際費につきましてもできるだけ公開するというところなども考えました。あるいはまた、意思決定過程の情報開示につきましても、これは、「条例の第6条にありますところの関係から言いますと非公開ということに考えておるんだ」と、これまでも申し上げてきたところかと思っております。いずれにいたしましても、情報公開の範囲を広げるということにつきましては、検討を重ねてきたところでございまして、あるいはまた、条例の規定に照らしまして個別的に判断するんだということを考えておるわけございまして、今後とも透明度を高めまして、市民の理解と信頼というものを増すことに努めてまいらうかと、このように考えておるわけでございます。

それから、個人情報条例についての御質問がございました。これも、12月の定例会の一般質問で議員からあったわけございまして、その答弁と変わらないことにならうかと思っておりますけれども、なお重ねて申し上げますと、近年、個人情報の流出やら漏洩など社会問題化するケースも出てきていることを背景にいたしまして、国は現在、民間部門をも対象とした個人情報保護に関する法整備を検討されておるわけでございます。御案内かと思っております。その検討課題というのは、個人情報の保護を図る上での国としての役割と責務、一方では、地方公共団体の果たすべき役割と責務、それから条例上の措置、自主規制などの促進、苦情処理・相談窓口の設置など、地方公共団体の責務も述べられておるようでございます。これらのことにつきまして、国の法律の制定される段階で、地方公共団体にも何らかの通達・指導がなされると思っておりますので、前にも申し上げましたとおり、当分それまでの間におきましては、本市におきましても、個人情報保護条例というものを新たに制定することは考えていないところでございます。現在ある本市の電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例と、それから情報公開条例の中での、特定の個人が識別される情報というものを非公開とするということを遵守しながら、個人情報の保護に努めてまいりたいと、このように思っております。

それから、道路改良事業等々についての御質問ございまして、改良事業やら、あるいは側溝事業、舗装事業、用悪水路事業、これらにつきましては、市民が安全で快適な生活を営む上で身近な環境整備だと、このように考えておりまして、地域に密着した事業として大きな役割を持っているのだらうと、このように思っております。

箇所づけの方法等につきましては、これもまた過去2回ほど同じような質問があったと記憶しておるわけでございますが、要望の道路改良事業やら側溝整備等を進めていく場合には、いろいろ要望箇所の現地調査というものをを行った上におきまして、毎年の予算の枠内で事業箇所というものを決めて進めているところでございまして、箇所づけをする場合には、まず、例えば道路改良事業におきましては、一般車両の交通量や生活道路としての機能性と

か、あるいは効率性、あるいはほかの事業……下水道事業とか上水道事業、あるいは県の事業との関連というもの、同時施工するというのも考え合わせまして、その際ですと、経済性というもの、いわゆる経費の節減というもの、あるいは地権者の同意、理解が得られるわけでございますので、そうやっておるわけでございます。

側溝整備ということになりますと、これは、危険性があるとか、あるいは緊急に整備を進めるところの事業施行に伴うところの効率性の度合いの高いところとか、あるいは同時施工によるところの効果とか、あるいは関係者の同意というものを総合的に見て箇所づけを検討し、決定しているところでございます。

用悪水路ということになりますと、農業用水とのつながりも出てきますので、今申し上げたようなことのほかにも、雑排水になりますれば、生活用水という色彩が強くなりますし、農業用水という分野になりますと、土地改良区等々と協議ということも考えなければなりません。そういうことをいろいろ考慮しながらやっておるわけでございます。

特に出てくるのは電柱の移転の問題、あるいは境界の問題ということも出てくるわけでございまして、その辺の問題というものを解決したようなところから着手するというのも、これも箇所づけにつながってくるわけでございますが、いずれにいたしましても、地域の方々の御協力を得ながら進めておるところでございます。

それで、要望件数ということのお尋ねがあったようでございますが、道路改良事業につきましては、22路線ほどございます。それから、側溝整備につきましては、98カ所ほどございまして、これらの中で大分前、10年前ぐらいのものもあるわけでございますけれども、これらは県の事業とかが関係して、それらと一緒にやらなければならないという兼ね合いで年月を経過しているということがあるわけでございます。また、今、申し上げましたような用地の境界の問題とか、あるいは買収の未確定とか、あるいは電柱移転というような問題を抱えておるところのものにつきまして、側溝などにつきましても、10年ほど経過しているところの箇所があるということは事実でございます。それから、JR沿線の道路とか、あるいはJRと協議するような箇所、舗装の問題がまだ伸びておるとい箇所もあるということでございます。

それから、顧問弁護士の話があったわけでございますが、自治体を取り巻く状況というのは大変大きく変化してきております。そういう中で個性というもの、あるいは特性を生かしたまちづくりというものができるように、地方分権の時代に沿って、あるいはそれを先取りしていくということは、これは当然やっていかなければならないわけでございます。そこにおきましても、いろいろ市民の多様なニーズに対しまして機動的に、あるいは弾力的にこたえていく創意工夫ということが求められております。あるいはこの少子・高齢化、あるいはボーダーレス化の一層の進展という中で、市民の価値観の多様化あるいは環境に対する関心の高まりなどということで、当然、そういう中で行政の対応が複雑化してくるのも、これも実態だろうと思っております。

ですから、法律問題とか、あるいは訴訟問題など複雑化した行政事務に関するところの法律相談とかその処理について、専門的な知識を必要とすることが出てくるわけございまして、御案内かと思えますけれども、弁護士法の第3条によりまして、「当事者その他関係人の依頼、または官公署の委嘱によりまして、訴訟事件とか、あるいは非訟事件及び審査請求、異議申し立て、その他一般の法律事務を行うことを職務とする」ということになっておるわけでございます。

そのような中ですから、複雑・多様化するところの行政ニーズに的確に対応していくと。そして、行政というものが滞りないようにするためには、やはり顧問契約を結んで委託するというのも出てくるわけございまして、いろいろ今言ったような状況の中で、法律問題等に関して法的に誤りのないように処理していくこと、あるいは通常手がけることの少ないような法令事務の手續等についても、誤りのないように専門的な見地から指導あるいは助言、意見などというものをいただくてはならないわけでございます。そういう中で、行政事務に関連した分野についての経験、知識が豊富でございまして、そして、自治体事務についても通じていらっやって、また、ほかの自治体におきましても、顧問弁護士をしておられる方を本市といたしましてもお願いをしておるわけございまして、これまでも個々の事案に関して迅速、適切に、顧問契約に基づき対応いただいておりますので、今



後もお願い申し上げてまいらうかなと、こう思っております。

それから、市長の団体が受け取った政治献金についてのお尋ねがございました。

前にもお答えしておりますけれども、政治献金というのは、政治資金規正法によって規定されておられるわけでありまして、第1条では「政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする」というようなことが書いてあります。また、第2条におきましては、「政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財である。いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないよう適切に運用されなければならない」と、こうあるわけでございます。そんなことから、政治資金に対する考え方といたしましては、やはり正しいと信ずるところの政治目標や政策の実現を期して市民に率直に話し、普及し、その理解を求め、最終的には選挙において市民の支持を獲得するため、政治活動を展開するというところにあるわけでありまして、これが民主主義の根本であり、政治資金もこの政治活動に当たるわけでございます。

また、政治資金を提供する個人や企業などにとりましても、政治資金というものは、社会構成員としての政治参加の一つの手段でありまして、政治姿勢あるいは政治目標の実現への期待のあらわれといたしましてやられるものだろうと思っておりますし、これは本来自主性と自立性というものをできる限り尊重すべきであろうと、こう思っております。また、市民の政治に対する信頼というものを確保し、政治活動の公明・公正を確保するためには、政治資金の透明性の確保に努めていく必要があるかと、このように思っております。

そんな中で、お話もあったわけでございますが、平成6年には政治団体としての「21世紀のふるさとを創る会」それから、平成7年の方になりますと、今度は政治資金規正法の改正がありましたので、指定したところの資金管理団体において管理しておりますわけでございますが、この内容も法律に基づいて収支報告書でもって報告しておりますところでございます。当然のことながら透明なものとして処理しているところでございまして、政治に身を置く者としていたしましては、政治資金あるいは政治活動のみならず、日常生活におきましても、いわゆる清貧の思想というものを念頭に置いて、その自覚と自浄作用で常に律していかなければならないと思っております。また、選挙活動にいたしましても、政治活動にいたしましても、公明正大にして清潔を心がけて行ってきたところでございます。

そのようなことから、市民あるいは企業団体が政治献金を行う場合にも、私の考えやら、あるいは姿勢というものを十分おわかりの上で、よりよい政治をやっていただきたい、寒河江市の発展や住みよいまちづくりのために頑張ってくださいとの全くの善意から支援をしたいという思いから出てくる御支援、御協力であったと思っております。本当に純粋な気持ちでなされているものと思っております。したがって、個別の名前が挙げられましたようですが、これは報告書をごらんになってのお尋ねだろうと思っておりますし、前回、前々回におきましても一般質問がありましたので、私もそれらの報告書には目を通しておりましたので、御質問のとおりかと思っております。

それから、ショッピングセンターの問題でございまして、特に新聞で報道された「チャレンジ・ショップコーナー」についてでございますが、「寒河江ショッピングセンター」というものを取得して中心市街地の活性化のため拠点施設を整備する事業につきましては、12月の全員協議会でも申し上げたとおりでございまして、中心市街地活性化法に基づくところの国の支援を受ける方針で臨んでいるところでございまして、補助制度の要件の一つに「商業インキュベーター施設」と。いわゆる新規開業者向け店舗スペースの確保という項目があるものでございまして、その趣旨というものは、一般的に新たな事業を始める場合、事業のノウハウを身につけることや事業を行う場所の確保、それから資金的な裏づけなど困難な課題を抱えることが多く、新規の開業者はなかなかかえれない状況にあるわけですね。しかも、長引く不況などを背景にいたしまして、全国的にも新規開業率の低迷が続き、中小企業の活力を維持する上で大きな課題となっているため、国、県におきましては、ベンチャー企業の育成など新規開業を支援する施策を展開しているところであります。

市といたしましても、もちろんこの新規開業というものを促進すべきものと考えているところでございます。また、ショッピングセンターにさまざまなミニ店舗が立ち並ぶコーナーをつくるということは、ショッピングセンタ

ーの活性化を図る上でも望ましいことと受けとめておるわけでございます、ショッピングセンターで新規開業に挑戦される個人やグループなどの有無というものを把握する必要があるわけでございます。それで、商工会とともに商工会青年部やそのOB会、青年会議所の会員などを対象といたしまして、ショッピングセンターの利活用や新規開業についての話し合いの場を持ったところでございます、そのことが新聞で報道されたということでございます。したがって、ショッピングセンターの利活用について検討を進めている事項の一部が報道されたということでございます、議会の軽視したということには全然当たらないと考えておるところでございます。

それから、ショッピングセンターの予算の計上のことの御質問がございました。

購入決定に至るまでの経過につきましては、12月の議会でも答弁申し上げましたし、あるいは全員協議会でも申し上げて御理解をいただいておりますが、重ねて申し上げますと、寒河江ショッピングセンターは、57年9月に十字屋寒河江をキーテナントとして開店しましたが、その後、大型店舗の郊外立地等により、61年5月には百貨店からダイエーのフランチャイズチェーンとしての量販店への業態変更を行ったが、業績が回復に至らず、平成6年1月に閉店になったところでございます。その後、平成6年7月からは、ウエルマートをキーテナントといたしまして、愛称も「PAO2丁目」として開店しましたが、類似するところの大型店舗の相次ぐ進出により苦戦を強いられ、昨年8月にはウエルマートも撤退のやむなきに至ったと、こういう状況にあります。

そういうことで、市といたしましても、中心市街地のど真ん中に空きビルがあるということは、周囲の商店街や駅前地区の開発などに影響を及ぼすとともに、市のイメージが大幅にダウンするということを憂慮しておったわけでございます。御案内のように、一方、商工会から市に対し「PAOビル及び敷地を行政が取得し、中心市街地の活性化並びにその施設を市民の文化、福祉、娯楽等々のために気楽に利用できる中心市街地に人の流れが戻るような策を講じてほしい」旨の陳情を受けたのを初め、中心商店街連合会、それから商店街近代化協同組合、寒河江ショッピングセンター5階チェリーホール利用団体、それからテナント共栄会からも陳情を受けたところでございます。

また、ビル所有者からも、申し入れとしまして、「テナントや商店街など周囲の方に大きな不安を与え、迷惑をかけており、市が主体となって中心市街地の活性化のためショッピングセンターを利活用する場合は、権利関係など課題が解決すれば、市への譲渡を含め全面的に協力したい」旨の話があったわけでございます。それで、後日、「建物の譲渡、都合約3億円、建物を建設してある敷地のうち、寒河江開発株式会社が所有している約200坪と、八幡屋が所有している約300坪の合わせて500坪については、市に寄附をいたしたい。残りの有限会社ロッキーと商店街近代化協同組合の所有地と合わせて350坪につきましては、市がそれぞれ2社と交渉していただきたい」ということでありまして、市では、これらの背景を踏まえ、本市の中心市街地のまちづくりの観点から、また、このような情勢は全国的に地方都市が抱えている問題であり、国においても中心市街地活性化法を制定し、まちの再生に本格的な支援策を打ち出しておりますので、その制度というものを活用し、買い取りを視野に入れた検討をいたす旨、昨年の12月14日の全員協議会で申し上げたところございました。

また一方、御案内のように、昨年12月の定例会におきまして、商工会長より議長に、市に提出された陳情と同様の内容の陳情書が提出されて、全会一致で陳情が採択されたところであります。

財産の取得に当たりましては、一般的にそうだと思いますが、行政の場合は特に物件に対する抵当権等の権利関係の解除は当然であります、その必要性和額によって判断するものでございまして、そういう中で、権利関係はきれいにされておるところでございます。

それから、改造費につきましては、今後取得がはっきりした段階で、また利用度というものを、テナントの方たちと公共施設でどのように案分していくかということも十分決めた中で、今後検討していかなくてはならないと、このように思っております。

以上でございます。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩します。

休	憩	午後	2時52分
再	開	午後	3時10分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番川越孝男議員。

川越孝男議員 1問に対する答弁をいただいたわけでありますけれども、大分答弁漏れもありますので、再度、2問目の中で触れながらお尋ねをしまいたいというふうに思います。

それで、一つは、個人情報保護条例を早期に制定すべきだということで申し上げたんですが、前回同様、「新しくつくる考えはない」という市長の答弁であったわけですが、今の情報公開条例と電算の保護条例だけでは、個人のプライバシーは守れないという指摘をしたわけですが、このことについて、市長はどのようなふうに認識されているのか、お尋ねをしたいと思います。

というのは、1問目でも申し上げたんですが、情報公開条例というのは、今それぞれの実施機関にあるデータを開示する際、今あるものを開示する際にコントロールするんです。電算の個人情報というのは、電算に入っているものを出す際、いろいろ活用する際にこの保護の規制がかかるんです。

ところが、今、市民から新たな個人情報をどんどん入手しなければ、行政サービスに対応できないんです。新しい情報を入手する際に、収集する際に、一定の基準、規制がないとだめですよというのが個人情報保護条例であるんです。具体的に申し上げましたね。介護保険制度なんていうのは、もう85項目でしたか、調査項目があり、特記事項なんていうのも皆書くわけです。そして、このことについては、今議会でも市長が答弁されているように、「審査会なんていうのは全く個人のプライバシーそのものです。そのものをまないたにかけて、いろいろ審査するんです」と。こういうふうに言われるように、さまざまな個人のプライバシーそのものが今新たに収集されているんです。ところが、電算に入らない限り、そのものを規制するものが今ないんです、今の二つの条例では。したがって、そのものについて、新たにデータをとる際に「こうこうこういうふうな基準にしなければだめですよ」とするのが、個人情報保護条例なんです。

現に私も前期、電算の個人情報保護対策審議会の委員になっておったんですが、市長と福祉協議会との間で協定、覚書を結んで、資料をフロッピーに入れてやるということになっているんですけれども、この中を見ても共通事項、経済状況、生活状況、社会状況というものがもうすべてに共通する項目としてあるんです。例えば寝たきり老人に関する事項だって、寝たきりになった時期、原因、家族の状況、主たる……とか、あるいは痴呆性の問題だって、原因とか家族の状況、主たる介護者と、こういうものが項目に既になっているんです。ところが、それが電算に入った場合には、電算の中では一人ひとりが見る権利があって、自分のものがどうなっているのかというのは引き出してチェックすることは保障されているんです。しかし、電算に入らないで情報収集すること自体、職員が聞き取りすること自体に今、規制はないんです。また、それが電算でなくファイルにただ手書きになって詰まっている段階では対象にならない。したがって、個人情報保護条例というのは、この情報の収集の仕方をも、本人同意ということを原則にしながら定めていると。それが個人情報保護条例なんです。そして、そのことを電算に入っているやつだけでなく、ただ紙に書かれているこの情報も自分のことについては見せてけらっしゃいと請求する権利を与え、それを訂正する権利も与える。こうなってくると、電算の方は、個人情報保護条例で言うと、電算に入っているものというのはその一部ですから、逆に必要でないということで、よそでは、電算のものは個人情報保護条例が制定されるといって廃止していくと、こういうふうな形で切りかえしていつているんです。特に今からはこういうことが極めて重要になってきているので、私、問題提起しているんです。市長は「もう二つあって大丈夫だ」と言いますが、エアポケットの部分があるんです。したがって、そのことを提起しているのに、今すぐできないにしても、やはり庁内でそういう問題があると……、そういう問題があるということを認識できないんだとしたら、これまた大変なことでありまして、ぜひ受けとめていただいて、すぐされないにしたら、このことについて検討していただくというふうなことにしていただかなければ、市民の基本的な人権であるプライバシーは守れないということを再度指摘しておきます。

それから、二つ目の生活に密着した市単独事業の箇所づけの問題ですけれども、現状はわかりました。したがって、私、申し上げたのは、道路整備なら道路整備、側溝整備なら側溝整備、用悪水路なら用悪水路、それぞれ全部一覧表というか、一つのやつにデータを整理して、そして古い方から順繰りやっていると。さっき市長がいろいろ言ったような形で、総合的に判断して事業をしていくわけでしょうが、だけれども、見て、一覧表があるというといいいただけけれども、何かどこでどうなっているのかわからないということを市民の方から言われるわけです。

それで、私ども、前期ですが、総務常任委員会で北見市の行政視察をしました。そのときに、やはり広聴活動で今言ったような市民生活に直結したさまざまな地域要求というのがいろいろな形で上がってくるそうです。市民の声ということ、陳情や要望という形、あるいは市長への手紙とか、移動市長室とか、あるいは直接とかいろいろな形であるそうですけれども、それらを全部集約して、割り振りをして、事業ごとに今言ったような形です。台帳で項目ごとに分けて整理をしておく。そして、それぞれの所管の課、係に割り振りをして、そこで、その要望を出した人に対してどうなのかという現状、あるいは今後の見通しも含めて報告をするんだそうです。そして、北見市の場合には、市民の声を聞く課というのがあるんですけれども、最終的にそこにそのデータをまた集約しておくんだそうです。こうすることによって、非常に事務的にもよくなったと。受付から処理状況、あるいは結果まですぐわかるようになった。そこで会計処理のシステムのパソコンに庁舎の職員なりが入れているんだそうですけれども、金もかからないし、受付から処理状況までの結果がすぐ取り出せると。担当課では、事務や事業の改善、実施計画の策定とか予算化の資料などに非常にうまく活用できると。それにも増して、市民の皆さんが、この要望を出した人が、「おれのところの道路改良をしてけると言ったが、今どうなってんだ」と言うと、ぱっと出して、一覧表がずっとあるんだそうですが、「おたくのところはこの次あたりだな」とか、「後から来た人もあるけれども、これは緊急性があるからこういうふうにした」と。こういうことが、さっき市長が言ったような、何項目かの項目があって総合判断したやつが一覧表に載っているそうです。これを見せてもらうことによって、市民の方々は納得をすると、こういうことがあったわけです。したがって、ぜひ寒河江市でもしてほしい。

ただ、北見市では、そうして変化、今よかったことをずっと申し上げましたけれども、さらに変化がありました。前は、市民の人は「市長さんにしてもらった。ありがとさま」とあったそうです。ところが、そいつがなくなると。「市長さんにしていただいた。市長さんさお願いしてもらった」というのはなくなったそうです。ところが、逆に市民の皆さんの行政全体に対しての信頼が非常に高まったというふうなことを言われておりますので、そういうことをも申し上げながら、先ほどお尋ねをしているんです。

ところが、そのことについては、答えがないんです。道路改良22件、側溝整備98件と言って、あと10年以上たっているのがあるということですから、そういうふうには台帳に整理して、市民が見に来たらちゃんと見せていただけると、やはりこういうことにすべきだと。これはプライバシーも何もないです。行政の透明性です。私は北見市に行って非常にいいことだなと思ってきて、前にも議会でこういうことを申し上げておるんですが、なかなかこの部分もかみ合いませんので、改めて今、申し上げたので、市長、どういうことを言っているのかおわかりだと思いますので、そういうことをもう既にされているのかどうかも含めて、されているのだとすれば、ぜひ見せていただけるようにしていただきたいということでもあります。

あと、舗装とか用悪水路の関係は何件ぐらいあるのか、先ほどなかったの。そして、「10年ぐらい」というのではなくて、住民の要望、要求というのを「10年ぐらいたったなあ」とか「どうだべなあ」と、そういうのではなくて、きちんと管理していて、「一番古いのは何年の何月に受けています」と。と同時に、条件が整って地元の方の関係者が皆同意して、同意書をもって出していると、それでもいつになるかわからないというふうな話を私、聞くわけです。寒河江市の大型プロジェクトをやっているために、こういうところにしわ寄せが来ているのではないかなというような心配もあるわけです。したがって、そういうことをきちんと市民の前に明らかにすることによって、その辺を理解もできるわけですし限りある財政の中でやるわけですから、ぜひこの辺やっていただきたいということをお願いしておきます。

それから、顧問弁護士の関係でありますけれども、顧問弁護士を選任するなということではないんです。これからは非常に法律的に微妙なことから難しいことがいっぱいありますので、置くのは当然だというふうに私は考えています。したがって、どういう契約になっているのかということをお聞かせいただいたわけですが、極めて抽象的な答弁でありました。

しかし、選任に当たっては、それなりの基準で選任されておったようではありますけれども、きょうこの場ではいろいろ申し上げますが、次の選任に当たっては、広くいろいろな角度から検討していただきたい。弁護士の方の対象者も「よそでもしているからこの人を」というのではなくて、もっといろいろな角度から検討していただいて、対象者を広げてその中から選任をお願いしたいというふうに申し上げておきます。それから、常にはどういった活用をしているのかも、できればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、政治献金の関係でありますけれども、月山開発の関係について商法上問題ないのかということをお尋ねしたわけですが、このことについて答弁がありませんでした。そして、10年9月に内藤議員に答弁した際に、先ほども言われておりますように、微妙な法律的なことと言えば弁護士、そのために顧問弁護士と委託契約を結んでいるんだと思いますが、議会から通告が出た、そして微妙な問題などは当然、法律の専門家……銭払って委託契約を結んでいるわけですから、弁護士と相談されているのかなと思いますが、相談したのかどうかというふうに私、1問目でお尋ねしたんですが、このことについても答弁がありませんでした。したがって、この点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、PAOの問題についても、なかなか市長の答弁だけではわからない部分がいっぱいあったので、課長からも1問目でも補足の答弁があるのかなというふうに思っておったんですが、ありませんでした。先ほど私が質問した部分、6項目、メモっているだろうと思いますので、抜けている部分について課長の方から答弁をお願いしたいというふうに思います。

もう一回言った方がいいですか。一つ目は、12月の議会でも、土地建物の所有者というのは相手がいるわけですから、「相手の財産にかかわるものだから、なかなか議会で言えないのではないか」ということがあり、その後ずっと総括質疑で議論をしながら、伊藤 諭議員から、「しかし、それは議会の中でより正確な審議をするためには、相手から了解をもらって話ができるようにすべきでないか」ということに対して、市長は「そのように相手の方に伝えます」と言っているんです。したがって、その結果、どういうふうなことでしたかと。相手と話をした結果、どうですかということをお尋ねをしたんです。それは会議録を見ていただければわかるんですけれども、そういうことを前から言っていたので、そのことが一つです。

それから、「権利関係がきれいになった」というふうに2日に市長がおっしゃられているわけですが、これはいつの時点で確認されたのか。

それから管理経費の関係、あと改築はこれからしていくということですが、この予算の関係、取得については当初予算に盛り込まれていますが、どういふふうにならぬか、このことなども含めてお聞かせをいただきたい。

それから2日の答弁で、所有者の経営状況については先ほどと同じ個人情報なので、「商売している関係上、信用関係もあるし、答えられない」というふうなことを言われたわけですが、そういうことで答えられないのか、調査もしていないのか、調査はしているけれども、今のような理由で質問されても答えられないと言っているのか、どちらなんですかということをお聞かせください。

そして、2日に「個人の財産にかかわる情報あるいは経営の状況なんていうのは、人前に出せない」と、こういう一般論としての話は私もわかります。しかし、今回、あのPAOの建物と土地を市民の税金で3億7,700万円で買うということをお尋ねしているわけですから、したがって、その建物なり土地の所有者の経営状況はどうなんですかということをお聞きしているんです。一般論と分けて、議案として出ているわけですからお答えできるのではないかと思います。

ただ、所有者には、今現在商売している人もいらっしゃるんで、その部分は信用問題ということもあるので外しても、まるっきりP A Oの土地建物だけのための会社もあるわけですから、具体的には寒河江開発などはそのためだというふうに私は理解をしているんですが、違うんだとしたらさらに教えていただきたいんですが、そっちの方などは、やはり経営状況がどうなっているのかというのは教えて当然だと私は思うんです。もちろん、法律的にそういうことを言うてはならないという定めがあるのかどうかともいろいろ教えていただきましたが、そういうことはないということで、やはり市民が何を今、心配しているのか、市民が知りたいのはどういうことなのか、どういふことを解明しなければならないかということで、「それは議会と当局の問題です」というふうに法律的には解釈をすべきだというアドバイスもいただいています。したがって、私は、寒河江開発の状況などについては教えていただけるのではないかと。

もしかして、今回、議会でも十分な審査をするためには……、公の場だというと、議会本会議は公開されていますから、もっと譲って言えば、議会で本当に審査するために必要なのであれば非公開という方法もあるんです、議会には例えば。そういう必要なことも議会に教えられないというやり方はいかなものか。よそに漏れてだめな場合には非公開で審議する、検討するということもあるわけですから。だとすれば、そういうことを当局が全部だめだと。議会の方には示させない。議会で検討する材料がないと、こういう予算の審議はいかなものかというふうに私は思いますので、この点についても、1問目にはなかったわけですが、つけ加えて市長から考え方をお聞かせいただきたい。2問にいたします。

佐竹敬一議長 市長。

佐藤誠六市長 個人情報の問題でございますが、議員が申されているように、情報公開条例と電算機条例の中では救えないようなエアポケットがあるのではないかと。このような御質問なわけでございますが、今、1問でも答弁申し上げましたように、国の方でも検討中なわけございまして、そしてまた、地方公共団体とのかかわりというものはどうするかということも、これも議論になっておるようでございますので、この辺もやはり見てみないと。どういう責務を果たすのか、あるいは苦情処理とか相談窓口ということについて、国の個人情報との関係で地方公共団体のやるべきこと、責務と申しますか、それがはっきりしないうちに軽々に条例を制定するということは早いのではないかと。そういうことで、これから十分勉強して、そのような国の情報というものがつまびらかになった段階でやっていって、そして、現在の二つの条例等々の中で個人の情報というものを守っていくと、こういうこと以外にはないのではないかなと、このように思っています。

それから、道路維持関係とか、あるいは側溝等々の箇所づけについてのお尋ねでございますけれども、先ほど申し上げましたように、古いから箇所づけをしなくてはならないというものには必ずしも当たらないわけございまして、そういうものはそれなりの問題を抱えておるから着手に至っていないというようなものでございまして、「同意書も備えてあるにもかかわらずまだ着工していない。それはどういうことだ」という御質問もあったわけでございますけれども、それなりの問題がありますし、それから、緊急度合いというところもあるわけございまして、必ずしも古いからその順にしていかなければならないというものでもないわけございまして、緊急に出てきたようなものがある場合につきましては、それなりに対処していかなければならないと、こう思っております。

それから、本市におきましては、閲覧できるような台帳というものはないと思いますが、それに準じるようなもの、箇所づけとか要望事項、あるいは市といたしまして考えなくてはならない場所というものにつきましてはそれなりのものを備えておるわけございまして、それらを存分に生かしながら、先ほど言ったような問題点を解決した暁、あるいは問題点を処理しながらの中で箇所づけをしてまいろうと、このように思っております。当然これは予算との絡みも出てくるわけでございますが、それは申すまでもないことだろうと、こう思っております。

それから、顧問弁護士との契約でございますけれども、市長と結んでおるわけでございますが、法律問題の相談、それから処理について契約を結ぶと、こういうことございまして、弁護士は市において処理すべきところの法律相談なり、あるいは鑑定とか、意見の陳述とか、各種契約書、その他の文書作成点検等をなすということ、そして訴訟問題は別途だと、このような契約を結んでおります。1年契約でございまして、それが過ぎたならば、お互い協議の上契約の更新と、こういうものを結んでおるわけございまして、一番最初に結んだのは、多分9年の12月からだったのではなかったかなと、こう思っております。

それから、月山開発のことにつきまして「月山開発の理事等になっている市長、助役なんだから、顧問弁護士に相談しているのかどうか」と、このようなお尋ねのようございまして、この場合はしておりません。

それから、商法に抵触するか、しないか、これは私も軽々にこの場所で、十分調査してからでなければ、答弁は申し上げられません。

それから、P A O 2 丁目の関係の問題でございますけれども、抵当権の解消は、ことしの2月14日に解消しております。日にちがはっきりしませんでしたので、先ほどは解消されたとだけ申し上げたところでございましたが、2月14日できれいになっております。

それから、譲渡する側の所有者、そういう方の経営状況ということのお尋ねでございますけれども、これらにつきましては、やはり購入する場合、何も経営状況云々ということは必要がないわけございまして、そして、一般的には知り得ないところのものでございます。

それから、商工会長と所有者との間の問題でございますが、「相手に伝えておく」ということのその後の経過はどうかというお尋ねございまして、伝えておるわけございまして、その辺のことにつきましては、両者間



で話し合われているのではないかと推察するところでございます。

以上でございます。(「用悪水路などの件数」の声あり)

用悪水路につきましては、先ほど道路改良は22路線、側溝整備は98カ所と申し上げたわけでございますけれども、舗装整備につきましては24カ所、用悪水路につきましては27カ所と、このようにあります。(「それぞれの四つの整備事業ごとに最も古いの、要望が出ていて10年ぐらいになると市長からあったが、道路改良は何年ですか」の声あり)

道路改良事業では、平成3年のものがございます。それから、側溝につきましても、同じく平成3年でございますので、10年ということをお答えしたところでございます。それから、舗装につきましては、平成6年に出されたものがございますし、用悪水路につきましては、これも10年前の平成3年の要望がございます。舗装にいたしましても、用悪水路にいたしましても、それぞれ1件でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 今度は大分詳しく答弁をいただきましたけれども、まず、1番目の個人情報保護条例の関係については……、

佐竹敬一議長 川越議員、持ち時間が、あとわずかになりました。

川越孝男議員 わかりました。エアポケットの部分がありますのでぜひ……、本当に市民のプライバシーを守るとなると、特に今これはふえてきています。きょうは時間がないから言いませんけれども、それぞれの事務の係ごとに「ここではこういうふうな問題がある」と全部持っているんですが、非常にふえていきますので、この辺検討に入っていただきたい。そして、国の法律ができないからだめだというけれども、寒河江市では、情報公開法ができるずっと以前に、10年前に情報公開条例をつくっていますし、電算の関係はコンピューターを入れる際に、これはどこの自治体でもやったことです。佐藤市長は情報公開条例もよその自治体に先駆けて平成元年にやっているんです。この精神からすれば、個人情報保護条例なんていうのは、もうすぐ手をかけなければならない課題だと思いますので、ぜひこの辺検討をお願いしたいということをお願いしておきます。

それからあと、側溝の方の関係についても、それなりのものはあるそうですので、これを活用ということでありますからぜひ、市民の皆さん、これを見ることによって信頼できるんです、行政に対して。したがって、ぜひ市民に信頼されるように活用方を善処していただきたいということをお願いしておきます。

あと、月山観光開発の献金関係ですが、平成10年9月に内藤議員が同じことを質問しているんですね。そのとき既に顧問弁護士と委託契約があったんです。弁護士を雇っているんです。議会から本会議での一般質問で出された通告というのはそれなりに重いんだと思うんです。私には「今、答えられない。もっと調べてみないと、答えられない」と言っていますけれども、同じなんです。内藤議員の平成10年9月の一般質問の通告であったって、私のきょうのやつだって同じだと思うんです。そういうものだとすれば、何のために顧問弁護士を雇っているのかとなりますので、やはり調べて、できるだけ早くと。きょうは、調べないとだめだということのようでもありますので、このことについての答弁は、私、保留をさせていただきます。調べないとわからないということのようですので、後で調べたらそれなりの形で議長の方にも返事をお願いしたいということで、3問にしたいと思います。

散 会

午後3時46分

佐竹敬一議長 以上で本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでした。